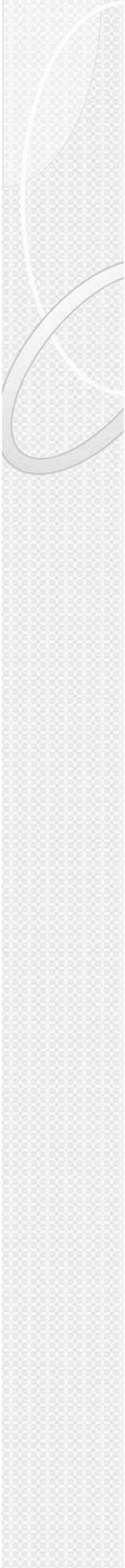


設計変更ガイドライン

(土木編)

令和5年2月

北九州
技術監理局

- 
- 本ガイドラインの工事とは、土木設計業務等も含んでおり、土木設計業務等に関しては、本ガイドラインの工事を業務と読み替えるものとする。
 - なお、条文に関しては、それぞれ掲載している。
 - 「土木設計業務等」とは、測量業務、調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

はじめに

公共土木工事は、多種多様な自然条件の下で設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものであるため、当初想定していなかった条件が発生するなどの要因により、設計変更が生じることが多々あります。

本市における設計変更等については、「北九州市工事請負契約約款」、「北九州市設計業務等委託契約約款」をはじめ、「土木工事共通仕様書」、「設計業務等委託共通仕様書」により、受発注者に必要な手続きを示しているところですが、「施工条件の明示が不十分」、「変更手続きの認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もあります。

平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」では、発注者の責務に「施工条件の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更」などが新たに規定されたところです。

これを受け、国土交通省九州地方整備局では、発注者と受注者の役割分担の明確化や、施工条件が変わった場合の設計変更の手続などを分かりやすく示すため、平成27年8月に「設計変更ガイドライン」の改定が行われました。

一方、本市では、平成23年4月より工事監督におけるワンデーレスポンスの実施や、平成27年1月には、公共工事の円滑な推進に向け、受発注者の心構えを改めて確認するという主旨で「北九州市公共工事受発注者パートナーシップ7か条」を定めました。

また、平成27年3月には、公共事業の円滑な推進に向けた相談窓口として、「受注者安心サポートステーション」を設置し、受注者が市の工事担当部署と協議により解決が図れない事案について、公平・公正な視点で受発注者間の問題解決を図る制度を創設しました。

さらに、今回、「設計変更ガイドライン（土木編）」の策定により、設計変更や工事一時中止に係る手続き、ルールなどを分かりやすく取りまとめ、受発注者双方にとって適切な設計変更を行うための共通の指針となるよう整理しました。

今後、本ガイドラインが広く活用され、設計変更の円滑化及び適正化が徹底されることを期待します。

目次

北九州市公共工事受発注者パートナーシップ7か条	……P 1
I. 策定の背景	……P 2
1. 策定の背景	
2. 策定の目的	
3. 発注者・受注者の留意事項【起工・変更時】	
II. 設計変更フロー	……P 4
III. 設計図書の照査	……P 5
1. 工事請負契約書第18条第1項の照査	
IV. 設計変更	
1. 照査内容の確認	……P 7
2. 設計変更に必要な資料作成	……P 8
3. 設計変更が可能なケース	……P 8
4. 工事を一時中止する必要があるケース	……P16
5. 設計変更が不可能なケース	……P19
6. 設計図書の訂正・変更	……P20
7. 設計変更の責任者	……P22
V. 工期・請負代金額等の変更	……P29
VI. 施工条件の明示	……P33
添付資料	……P34
i. 関係規定	……資 1
ii. 用語の定義	……資20
iii. 設計図書の変更事例	……資22
iv. 工事一時中止の基本的事項	……資32
v. 工事实施段階における三者協議会実施要領	……資52
vi. 工事監督におけるワンデーレスポンス	……資60
vii. 受注者安心サポートステーション	……資64
viii. 平成30年3月26日付け北九技技管第311号『土木 工事における条件明示について（参考）』	……資65

北九州市公共工事受発注者パートナーシップ7か条

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、受発注者が協力し、現在及び将来に向けて、より良質な社会インフラや公共施設を市民に利用していただくために、以下に心得として7か条を定める。

なお、工事に係る設計、測量、調査等の委託や、基本計画、交通量調査等の委託についても、この7か条を心がけるものとする。

- 1 受注者と発注者は、市民の安全・安心や利便性を常に心がけ、**対等な立場**で協力し、安全で品質の高い公共工事の執行とその担い手の中長期的な育成・確保を図る。
- 2 受注者と発注者は、「工事現場は生き物である」という**現場の大切さ**を共通認識し、工事を受注者に任せきりにすることなく、互いに**良好なコミュニケーション**を図りながら協力し、円滑に工事を推進する。
- 3 受注者と発注者は、より安全で経済的かつ高品質な工事を目指すという目標を共有し、日々、**積極的に技術的な意見交換**を行うなど、互いの技術力を高め合う。
- 4 受注者と発注者は、**事務の簡素化及び効率化**を念頭におき、発注者は必要以上の書類提出を受注者に求めない。
- 5 受注者と発注者は、互いの**役割分担を明確**にして工事に臨み、発注者は、受注者に対し契約内容以外の負担を強いてはならない。
- 6 受注者と発注者は、工事内容に条件変更等が生じた場合、必ず**事前協議**を行い、**双方合意**のうえ、発注者の**指示票等**、**文書による指示**をもって変更箇所の工事に着手し、**速やかに変更契約**の手続きを行う。
- 7 受注者と発注者は、市民から疑念を持たれることのないよう、**法令遵守**はもとより、常に**公正な公共工事の執行者としての倫理**を保持しなければならない。

I. 策定の背景

1. 策定の目的

「土木工事」及び「土木設計業務等」は、多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合や、設計図書で想定していなかった条件が発生する場合、さらには、設計図書に誤り(誤謬)、もれ(脱漏)、不明確な表示の場合がある。

そのような中、改正品確法の基本理念には請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。

このため、設計変更においても手続きを明確にすることにより、

- 変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化
- 責任の所在の明確化

さらには、

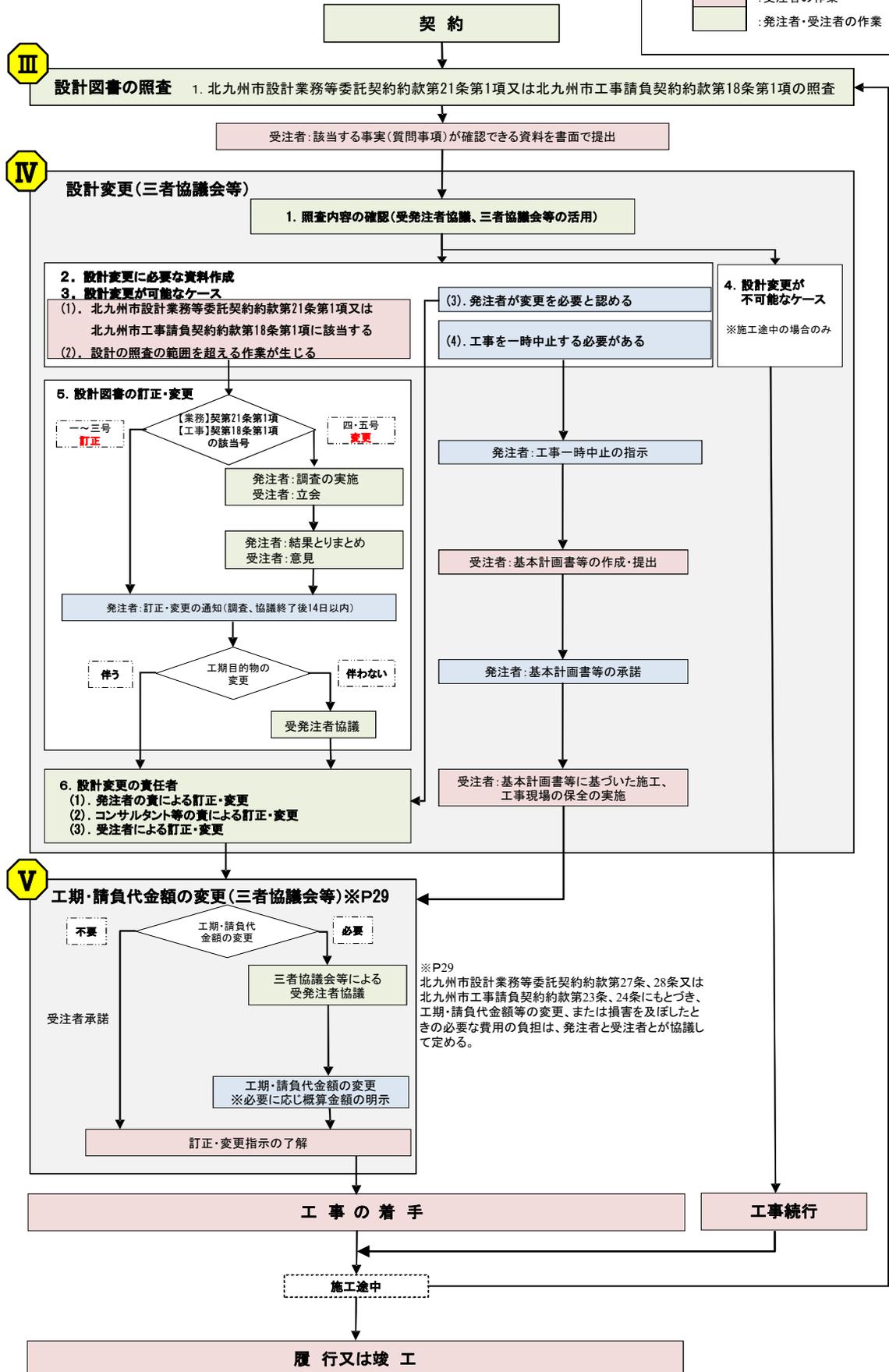
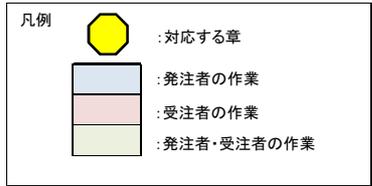
- 品質の確保

を図るものである。

2.受注者・発注者の留意事項【起工、変更時】

- (1) 発注者は、年度当初からの予算執行、年度末の工事の集中を避けること等により、適正な工事期間を確保しつつ、発注・工事施工時期等の平準化を図る。
また、年度内に適正な工事期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- (2) 発注者は、必要な工事の条件（地質条件等や必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、条件が変わった場合、円滑に設計変更の対応ができるようにすること。
また、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を受注者に説明すること。
- (3) 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関の手續等の遅延、関連する他の工事の遅延等の事実が確認された場合は、速やかに受注者と「協議」し、変更等の円滑化を図ること。
- (4) 発注者は、増減が見込まれる場合には、適宜、案件に応じて、施工前に起工（支出負担行為）の決裁権者まで、適切な方法により了解を取り、特に一定の範囲を超える変更については、方針伺いによる承認を取ること。
- (5) 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすること。
- (6) 受発注者は、工事の履行又は施工に必要な設計条件又は施工条件等について、確認を行い、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて設計図書の変更を行うこと。
- (7) 受発注者は、業務管理スケジュール表又は工程表等による工程の共有や工事監督におけるワンデーレスポンス（実施要領）に基づき、速やかかつ適切な回答に努めること。
- (8) 受注者は、工事施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し工事を進めること。

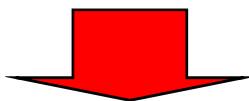
II. 設計変更フロー



Ⅲ. 設計図書の照査

受注者は、

- 『土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等』により施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行わなければならない。
- 『設計業務等委託共通仕様書 第1編 共通編 第1章 第1章 総則 第1108条 照査技術者及び照査の実施』により照査を行わなければならない。
- 照査の結果『北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項(1)～(5)又は北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項(1)～(5)』に該当する事実がある場合は、直ちに発注者又は監督員に通知し、その事実が確認できる資料(現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等)を書面により提出し、確認を請求しなければならない。



これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

発注者は、

『北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)、第22条(設計図書等の変更)、第23条(業務の中止)、又は、北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)、第19条(設計図書の変更)、第20条(工事の中止)』に基づき、施工前及び施工途中に、

- | | |
|--------------------|----------|
| 「監督員が自ら事実を発見したとき」 | IV-3-(1) |
| 「発注者が変更の必要があると認める」 | IV-3-(3) |
| 「工事を一時中止する必要がある」 | IV-3-(4) |

ときは、「照査内容の確認」(IV-1)を行い必要に応じて設計変更を行う。

1. 北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項又は北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項の照査

- 受注者は、『土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等』又は、『設計業務等委託共通仕様書 第1108条』に基づき施工前及び施工途中に、『北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項又は北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項』の(1)から(5)に係わる照査を行わなければならない。

北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏^{だつろう}があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の施工条件が相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏^{だつろう}があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

IV. 設計変更

1. 照査内容の確認

- 照査内容の確認をする手段として、工事着工前、施工途中に必要なに応じて『三者協議会』を開催する。
構成員は、以下とする。
 - ・発注者・受注者・コンサルタントの三者
(必要に応じ測量・地質調査業者も構成員とする)
 - ・発注者・受注者の二者
(コンサルタントによる詳細設計のない工事の場合)
- 三者協議会開催の連絡は、口答だけでなく書面により通知する。
- 三者協議会を開催しない工事においては、受発注者協議を行い、適切に設計内容の確認を行う。
- 三者協議会等では、
 - ・設計意図の確認、設計図と現場の整合性の確認、『質疑書』への回答を行う。  P 資57
 - ※三者協議会等:「三者協議会」及び「受発注者協議」のこと。
- 三者協議会等によって、設計図書の訂正・変更が生じるようであれば、その内容を確定し、その訂正・変更を行う責任範囲を明確にする。
- 三者協議会については、特記仕様書の定めによるものとする。または、工事契約後に受注者から申し出があり、協議のうえ発注者が必要と認めた工事については、三者協議会の対象とする。
- 三者協議会については、『工事実施段階における三者協議会実施要領』による。 P 資52
- 設計変更は受  相互の合意を図ることを基本とし、協議により考え方のすり合わせを行う。

2. 設計変更に必要な資料作成

北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項又は、北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、北九州市設計業務等委託契約約款第21条第4項又は、北九州市工事請負契約約款第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者が行う場合は、以下の手続きによるものとする。

- (1) 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- (2) 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な書面(指示票等)を受注者へ通知することにより、行うものとする。
- (3) 発注者は、書面による指示に基づき受注者が作成した設計変更に関わる資料を確認する。
- (4) 「書面(指示票等)による指示」に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

3. 設計変更が可能なケース

- (1) 北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項又は、北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項に該当する  P10参照
- (2) 設計の照査の範囲を超える作業が生じる  P12参照
- (3) 発注者が変更の必要があると認める  P14参照
- (4) 工事を一時中止する必要がある  P16参照

◆設計変更にあたっての留意点

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して協議にあたる。
- ② 当該工事での設計変更の必要性を明確にする。
- ③ 必要な指示、協議等は口答だけでなく書面で行う。
- ④ 変更指示は速やかに行う。(手戻りを避ける)
- ⑤ 任意仮設において、当初積算時の条件と現地条件に齟齬そごがある場合は、設計図書の訂正・変更ができる。

(1) 北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項又は工事請負契約約款第18条(条件変更)第1項に該当する

- 『北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項(1)～(5)又は北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項(1)～(5)』に該当する具体例を以下に示す。

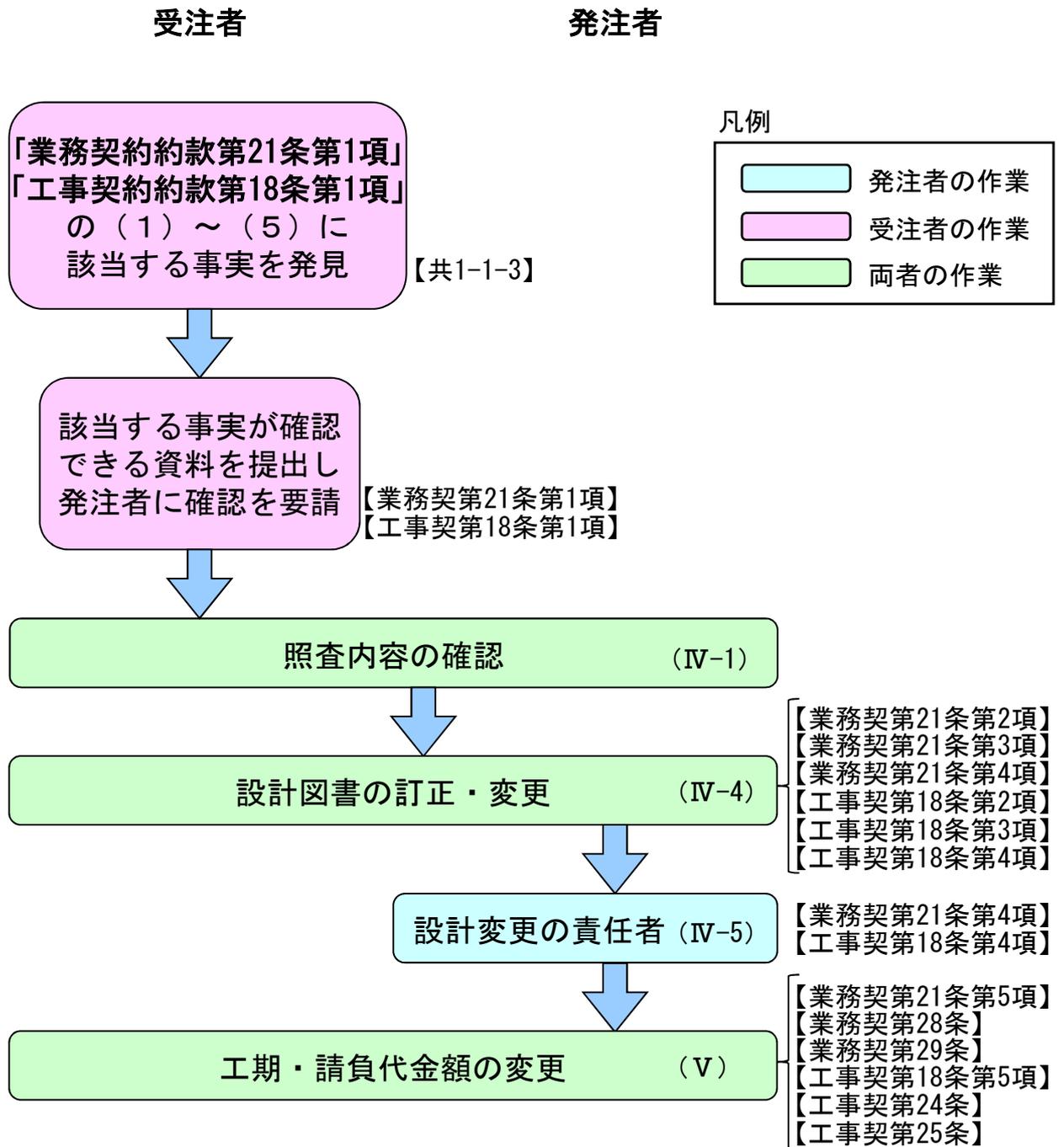
具体例

- ①設計書と図面で材料の規格が一致しない。(第1項の(1))
- ②貸与された資料を確認したところ明示されている数量に誤りがあった(第1項の(2))
- ③条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。(第1項の(2))
- ④設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない。(第1項の(2))
- ⑤関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。(第1項の(3))
- ⑥土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合(第1項の(3))
- ⑦使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない。(第1項の(3))
- ⑧詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要がある。(第1項の(4))
- ⑨設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない。(第1項の(4))
- ⑩設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。(第1項の(4))
- ⑪埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。(第1項の(5))
- ⑫工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。(第1項の(5))



事例1
資23～資27

北九州市設計業務等委託契約約款第21条（条件変更等）第1項
 北九州市工事請負契約約款第18条（条件変更等）第1項
 に該当する場合のフロー図



(2) 設計の照査の範囲を超える作業が生じる

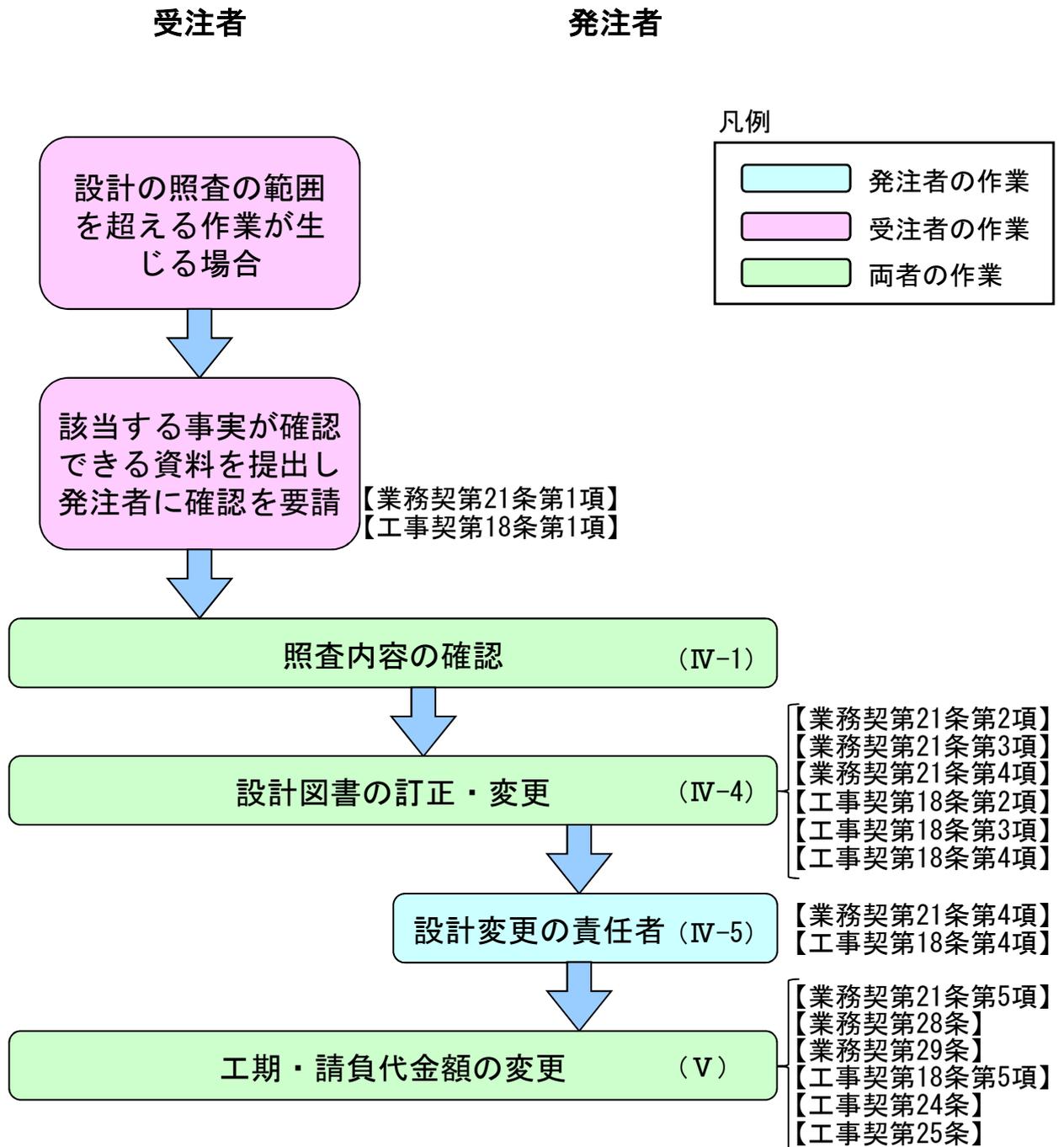
■ 「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷する支持位置が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡^{さかのぼ}る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。）
- ⑭ 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となるもの。
- ⑮ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となるもの。



事例 2
資 28

設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図



(3) 発注者が変更の必要があると認める

- 『北九州市設計業務等委託契約約款第22条』又は、『北九州市工事請負契約約款第19条』に示されるように、発注者は工事の施工前、施工途中必要と認められるときは、変更内容を受注者に通知して設計変更を行うことができる。
以下にその具体例を示す。

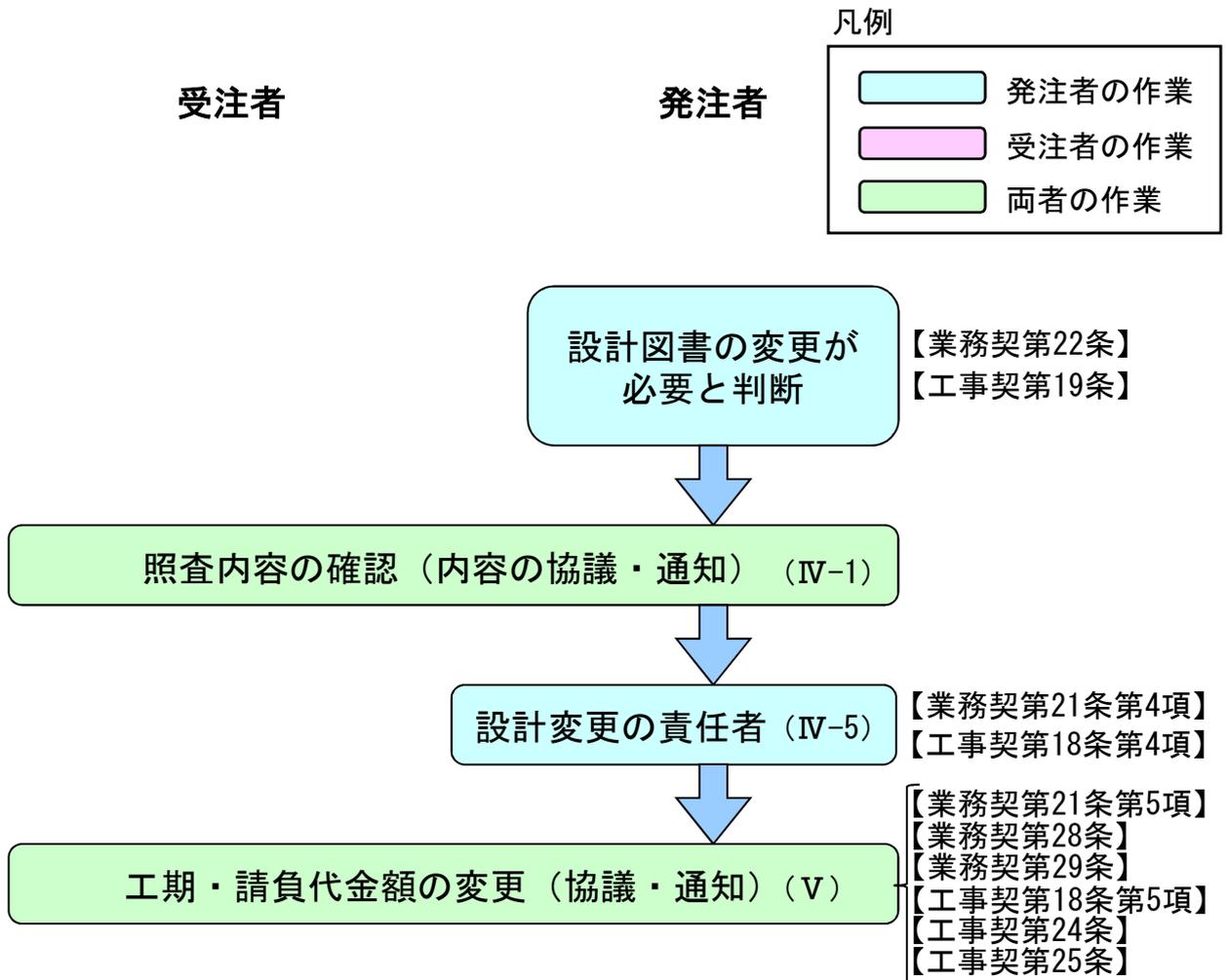
具体例

- ① 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。
- ② 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。
- ③ 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- ④ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
(受入中止、受入辞退その他やむ得ない事情がある場合。)
- ⑤ 使用材料を変更する。
(材料不足により入手が困難な場合、社会経済動向の変化に伴う価格の変動により、経済比較している価格に逆転が生じた場合。)
- ⑥ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ⑦ 隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する。



事例3
資29

発注者が変更の必要があると認める場合のフロー図



4. 工事を一時中止する必要があるケース

- 受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合、『北九州市設計業務等委託契約約款第23条』又は『北九州市工事請負契約約款第20条』により、工事を一時中止させなければならない。

この場合において設計変更を行う。以下にその具体例を示す。

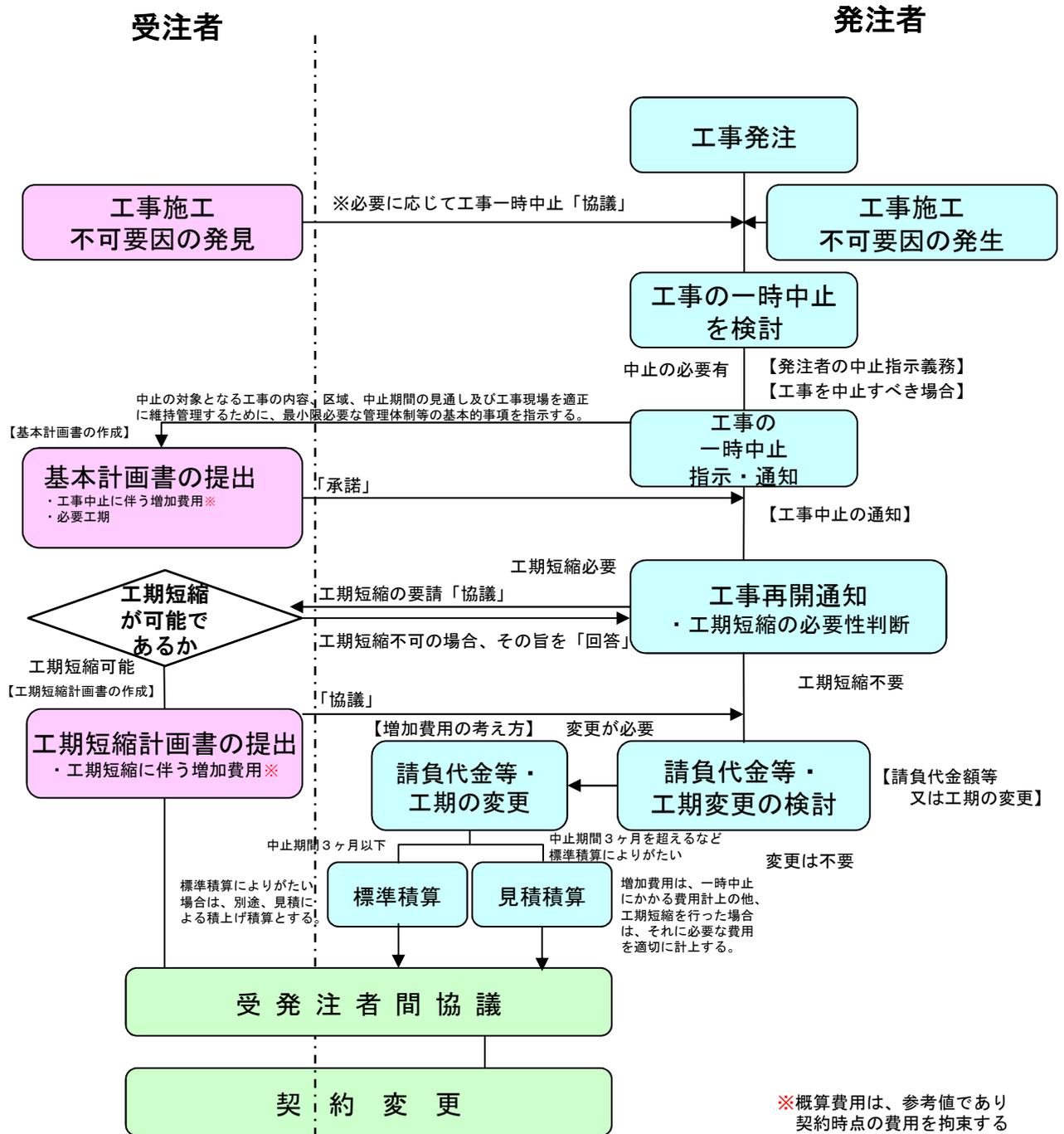
具体例

- ①暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象（天災等）による場合。
- ②設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合。
- ③警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
- ④管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- ⑤受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
- ⑥設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。
- ⑦予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。
- ⑧工事用地等の確保ができない等。

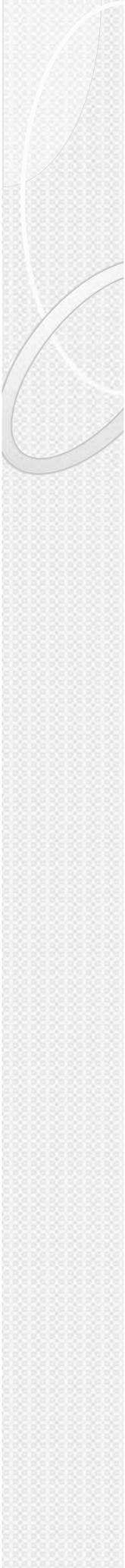


事例 4
資30

工事を一時中止する必要がある場合の基本フロー図



- 凡例
- 発注者の作業
 - 受注者の作業
 - 両者の作業



■ 工事一時中止の基本的事項について

工事一時中止における基本的事項の詳細は資32～資51を参照のこと。

5. 設計変更が不可能なケース

■ 施工途中において、下記のような場合においては、原則として設計変更ができない。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ② 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。
 - ・ 北九州市設計業務等委託契約約款第21条～29条
 - ・ 北九州市工事請負契約約款第18条～25条
 - ・ 土木工事共通仕様書1-1-13～1-1-15』
- ③ 正式な書面によらない事項（口頭のみ^の指示・協議等）の場合。
- ④ 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ⑤ 任意仮設において、施工方法の変更の場合（ただし、現地条件に齟齬^{そご}がある場合は除く）



事例 5
資31

6. 設計図書の訂正・変更

- 『北九州市設計業務等委託契約約款第21条第1項又は北九州市工事請負契約約款第18条第1項に該当する』
『工事の施工に当り、(1)～(5)の事実が生じている』場合は、
『業務契第21条第4項又は工事契第18条第4項』に基づいて設計図書の訂正か変更を行わなければならない。
- 設計図書の変更の場合、『業務契第21条第2項, 第3項又は、工事契第18条第2項, 第3項』の所定の手続きを経て設計図書の変更を行う。

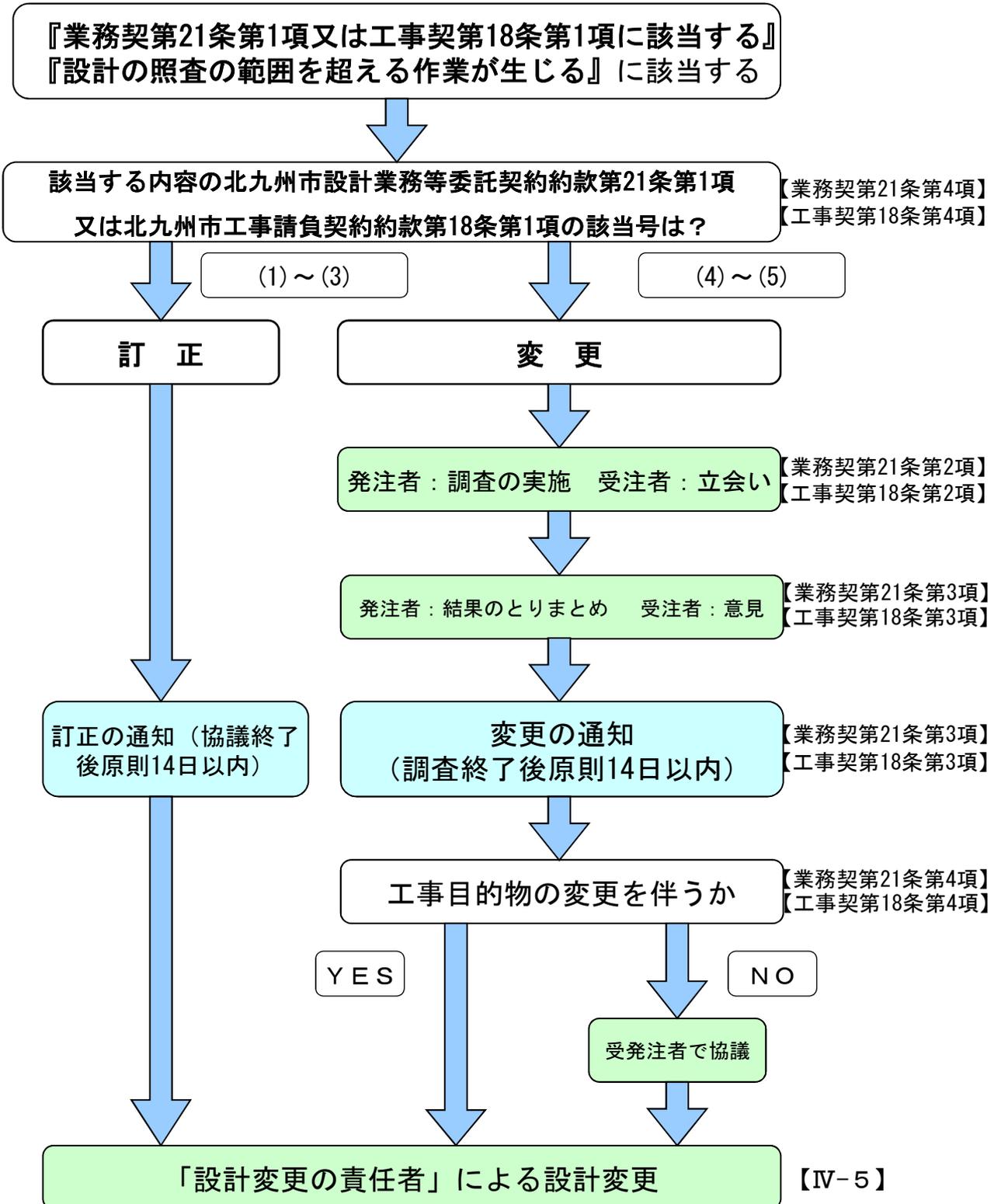
北九州市設計業務等委託契約約款第21条第4項  資4④
前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

北九州市工事請負契約約款第18条第4項  資9～10④

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受発者とが協議して発注者が行う。

設計図書の訂正・変更フロー図

凡例



7. 設計変更の責任者

■設計図書の訂正・変更は、『北九州市設計業務等委託契約約款第21条第4項又は北九州市工事請負契約約款第18条第4項』のとおり、発注者が行わなければならない。

ただし、『協議（三者協議会等）』により、以下のとおり責任者を明確にする。

- (1) 発注者の責による訂正・変更  P23
- (2) コンサルタント等の責による訂正・変更  P26
- (3) 受注者による訂正・変更  P28

北九州市設計業務等委託契約約款第21条第4項  資4
前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

北九州市工事請負契約約款第18条第4項  資9～10

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

(1) 発注者の責による訂正・変更

- 設計図書の訂正・変更は、『北九州市設計業務等委託契約約款第21条第4項又は北九州市工事請負契約約款第18条第4項』のとおり、発注者が行わなければならない。
- 発注者は、受注者から提出される確認資料の活用、コンサルタントへの発注を行い設計図書（設計図面、数量計算書、特記仕様書）の訂正・変更行う。
- 発注者による変更で以下の場合について、次項よりその変更作業内容を示す。なお、訂正については受注者から提出される確認資料をもとに発注者が訂正する。

① 条件変更に伴う場合



P24

② 新たな構造計算が必要になった場合



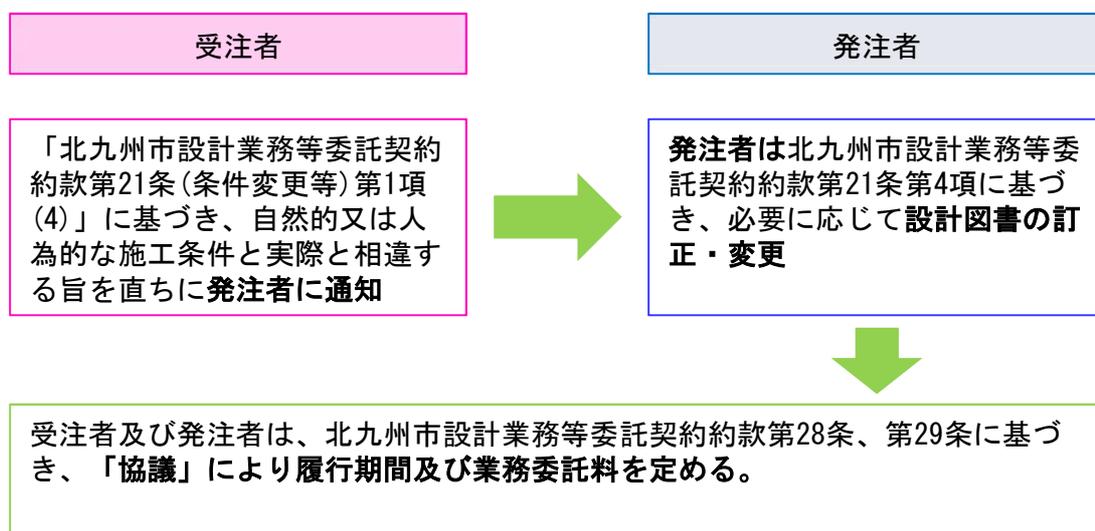
P25

- 確認資料とは、
 - ・ 現地地形図
 - ・ 設計図との対比図
 - ・ 取り合い図
 - ・ 施工図（協議用図面等）

① 条件変更に伴う場合

- 『北九州市設計業務等委託契約約款第21条(条件変更等)第1項』又は『北九州市工事請負契約約款第18条(条件変更等)第1項』に該当する変更の場合、受注者から提出される確認資料を活用して、発注者が作成することが基本である。
- 受注者から提出される確認資料とは、現地地形図、設計書との対比図、取り合い図、施工図である。

■条件変更に伴う場合（業務）



■条件変更に伴う場合（工事）

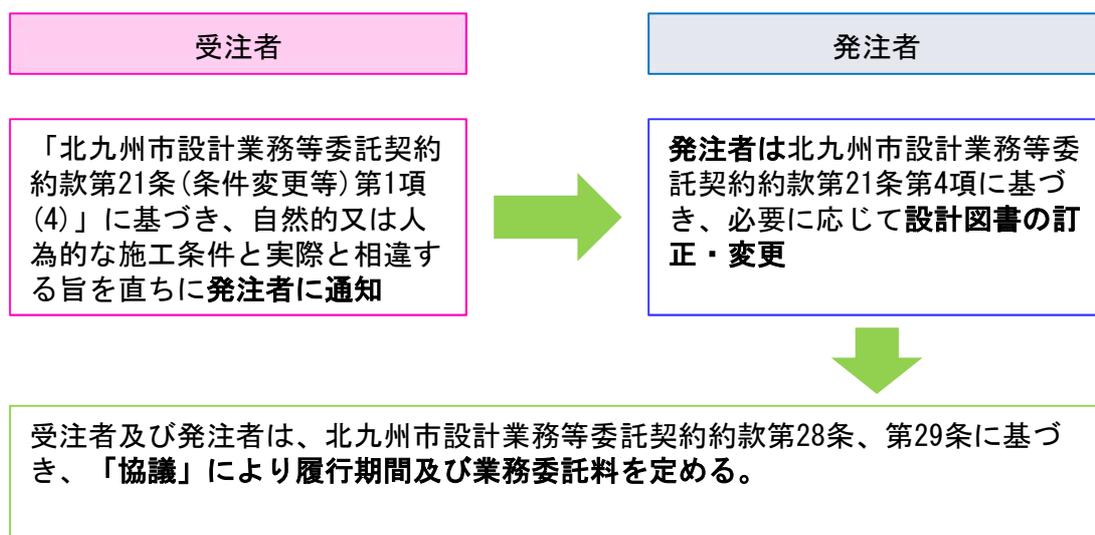
	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	発注者	【施工前、施工途中】 ・受注者が作成する施工図をもとに作成する。	受注者	【施工前、施工途中】 ・確認資料（※1）
変更数量計算書	発注者	【施工前】 ・変更設計図面をもとに作成する 【施工途中】 ・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する	受注者	【施工途中】 ・出来形数量計算書を作成
変更特記仕様書等	発注者	【施工前、施工途中】 ・受注者から提出される確認資料を活用して作成	受注者	【施工前、施工途中】 ・確認資料（※1）

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図

② 新たな構造計算が必要になった場合

- 新たに構造計算、線形等の設計が必要になった場合、発注者はコンサルタント等へ業務を発注する。
- 受注者は、必要に応じて土質資料、試験結果を提出する。

■新たな構造計算が必要になった場合 (施工前・施工途中共通) (業務)



■新たな構造計算が必要になった場合 (施工前・施工途中共通) (工事)

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等	・コンサルタント等へ業務を発注 ※発注者が発注し作成する	受注者	必要に応じて土質資料、試験結果を提出
変更数量計算書	コンサルタント等	・コンサルタント等へ業務を発注 ※発注者が発注し作成する	—	—
変更特記仕様書等	発注者	・受注者から提出される確認資料を活用して作成	受注者	確認資料 (※1)

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図

(2) コンサルタント等の責による訂正・変更

■設計成果物に「契約不適合」がある場合、『北九州市設計業務等委託契約約款第42条（契約不適合責任）』に示すとおり設計・測量・調査業務受注者に対して相当の期間を定めて、その「契約不適合」の修補又は代替え物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

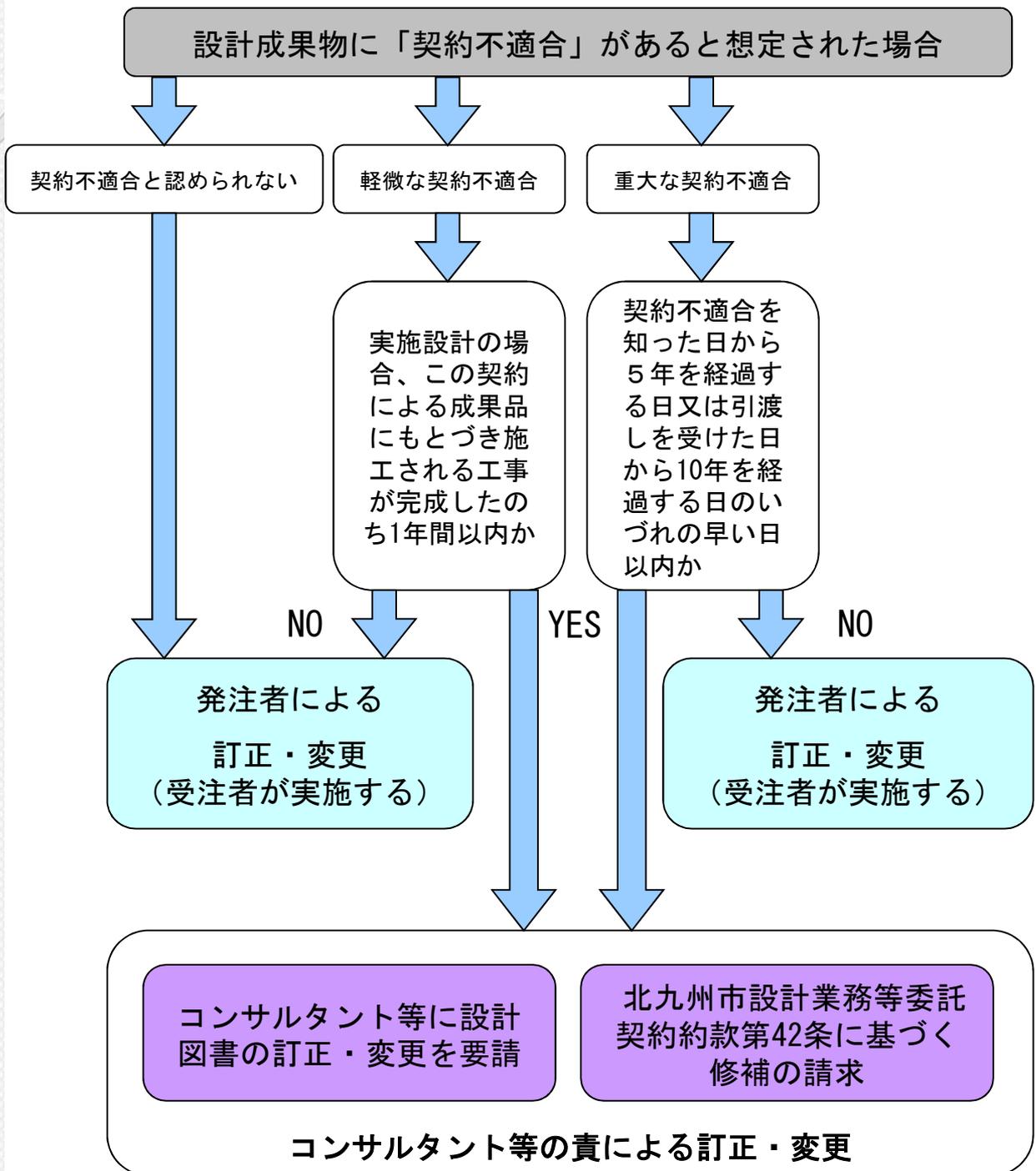


■設計に瑕疵があると判断された場合（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等 (当初受託者)	・変更設計図面の作成	受注者	確認資料（※1）
変更数量計算書	コンサルタント等 (当初受託者)	・変更数量計算書の作成	—	—
変更特記仕様書等	発注者	・受注者から提出される確認資料を活用して作成	受注者	確認資料（※1）

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図

「契約不適合」が想定される場合の変更設計図書の作成フロー図



(3) 受注者による訂正・変更

■発注者による場合や、コンサルタント等の責による場合で契約書記載の契約不適合責任期間を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

ただし、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者（受注者）が訂正・変更を実施する。この場合の費用は計上する。

■受注者が実施する場合（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	受注者	・変更設計図面の作成（発注者が受注者へ発注する）	受注者	確認資料（※1）
変更数量計算書	受注者	・変更数量計算書の作成（発注者が受注者へ発注する）	—	—
変更特記仕様書等	発注者	・受注者から提出される確認資料を活用して作成	受注者	確認資料（※1）

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図

V. 工期・請負代金額等の変更

設計図書の訂正または変更が行われた場合、『北九州市設計業務等委託契約約款第28条、29条』又は『北九州市工事請負契約約款第24条、25条』にもとづき、工期・請負代金額等の変更、または損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と受注者とが協議して定める。

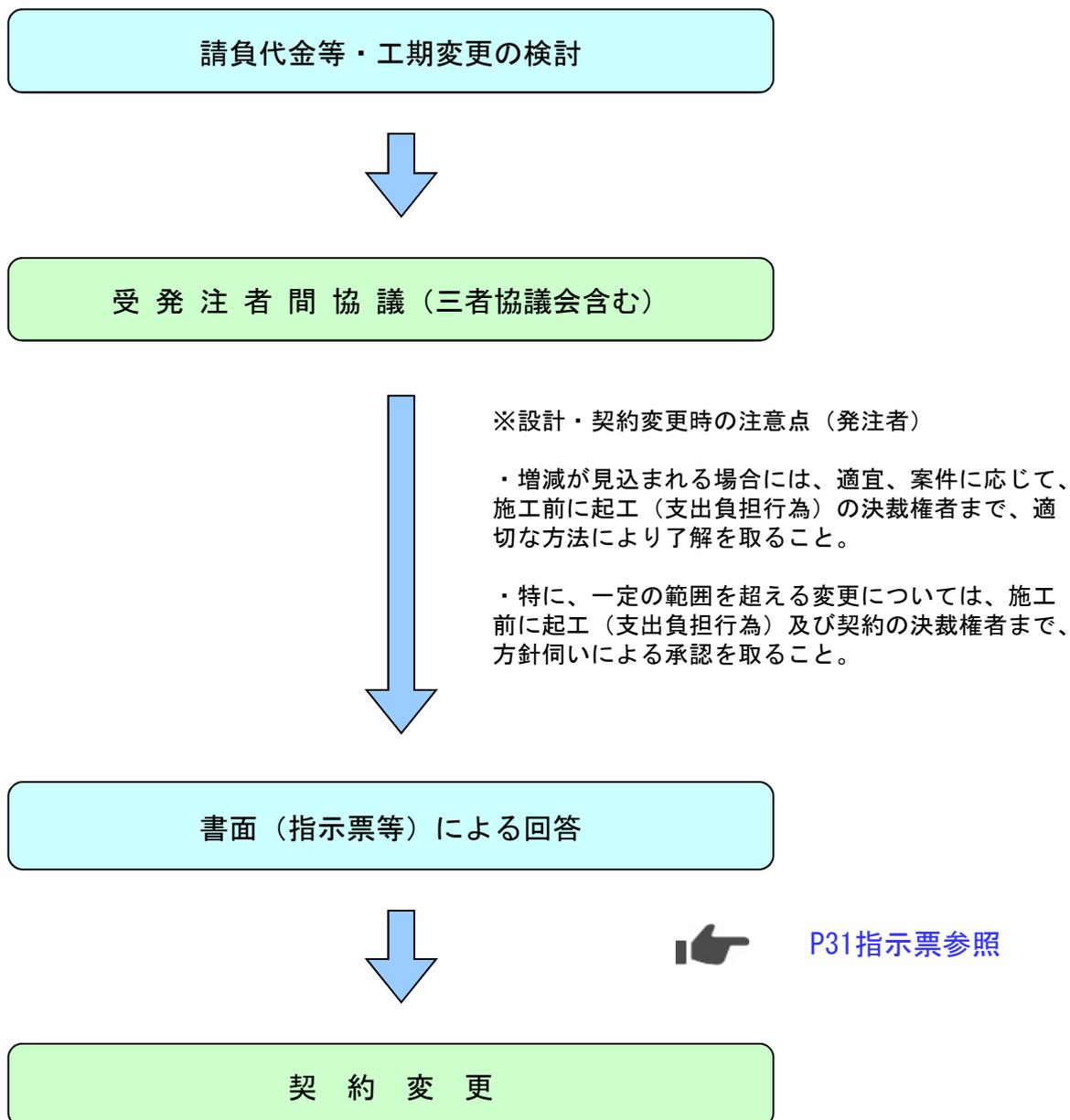
1 設計変更に伴う受発注者間の協議

- ・ 設計変更は受発注者相互の合意を図ることを基本とし、協議により考え方のすり合わせを行う。なお、変更の内容は、書面等にて明確にする。
- ・ 受注者は、設計変更協議（三者協議会等）において、必要に応じて概算金額の提示を求めることができるものとし、その場合は、設計変更協議（三者協議会等）での結果を受けて、変更指示時に概算金額を明示する。
- ・ 発注者は、当初設計にない工種等の増工を指示する際には、受注者からの要請がない場合でも、変更指示時に概算金額を明示する。
- ・ なお、いずれの場合も、設計変更協議（三者協議会等）時に概算金額の提示は行わない。

2 概算金額明示の考え方

- ・ 概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。
なお、記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。
- ・ 概算金額の単位は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とするが、請負金額に応じて受発注者間の協議によって定めてもよい。
- ・ 概算金額は、直接工事費ベースとし、書面にその旨を明記する。
- ・ 当初設計にない工種等の増工を指示する場合は、その算定根拠として「設計単価（概算）×数量（概数）」等もあわせて記載する。
- ・ なお、概算金額の明示にあたっては、受発注者相互の事務量負担軽減を図ることが必要である。
- ・ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- ・ 緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

設計変更に伴う受発注者間の協議フロー図（参考）



凡例

	発注者の作業
	受注者の作業
	両者の作業

■指示票記載例

第2号様式

<h1>指 示 票</h1>			
令和 年 月 日			
受注者または ○○建設株式会社 現場代理人 ○○ ○○ 様			
監督課 ○○局○○事務所 監督員 ○○ ○○ 			
以下のとおり、指示します。 ※ 印またはサインは確実に！			
工 事 名	○○地区○○工事		
受注者または 現場代理人	○○ ○○	受領者の署 名または印	
指示事項			
【例】			
1 北九州市設計業務等委託契約約款第 22 条（設計図書等の変更）又は北九州市 工事請負契約約款第 19 条（設計図書の変更）により、設計図書の変更を行う。			
①設計変更内容（別添に示す仕様書・図面等による。）			
2 なお、下記に示す概算金額については、あくまでも概算値によるものであり、 後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。			
①概算金額 約 ○百万円増（減）額の見込み （本金額は、直接工事費ベースの金額である。）			
②概算金額の会展や算出条件 当初設計にない工種等の増工を指示する場合は、「設計単価（概算）×数量（概数）」 等もあわせて記載。			

3 工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合、『土木工事共通仕様書1-1-15』より受注者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定める。

4 請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じたものを言う。

なお、発注者が負担する費用の額は発注者と受注者とが協議して定める。

※設計図書の訂正・変更によって生じたものとは…

工事工程上やむを得ず、当該工事受注者に指示を行った下記費用等言う。

- ・ 測量費用
- ・ 試験費用等

※ 関連事項

■ 総合評価落札方式について

- ①総合評価落札方式において、契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において履行されることが原則。※
- ②技術提案の内容の如何にかかわらず、提案内容を反映させるための設計変更は行わない。

※施工途中での条件変更等により、技術提案の内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとする。

VI. 施工条件の明示

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 第7条（発注者等の責務） 第7項

設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められないときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。

- 施工条件の明示は、発注者の「責務」である。
- 平成30年3月26日付け北九技技管第311号『土木工事における条件明示について（参考）』を参考に適切な条件の明示を行うこと。

その他参考資料：

『土木工事施工条件明示の手引き（案）』九州地方整備局ホームページ掲載
https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html

添付資料

- i. 関係規定 ……資 1
- ii. 用語の定義 ……資20
- iii. 設計図書の変更事例 ……資22
- iv. 工事一時中止の基本的事項 ……資32
- v. 工事実施段階における
三者協議会実施要領 ……資52
- vi. 工事監督におけるワンデーレスポンス
……資61
- vii. 受注者安心サポートステーション
……資64
- viii. 平成30年3月26日付け北九技技管第311
号『土木工事における条件明示について
(参考)』
……資65

i . 関係規定

- 1 発注関係事務の運用に関する指針 ……資 2
 - ・ 工事施工段階
(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)
(工事中の施工状況の確認等)
(施工現場における労働環境の改善)
(受注者との情報共有や協議の迅速化等)
- 2 北九州市設計業務等委託契約約款 ……資 4
 - ・ 第20条 (設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)
 - ・ 第21条 (条件変更等)
 - ・ 第22条 (設計図書等の変更)
 - ・ 第23条 (業務の中止)
 - ・ 第24条 (業務に係る受注者の提案)
 - ・ 第25条 (適正な履行期間の設定)
 - ・ 第26条 (受注者の請求による履行期間の延長)
 - ・ 第27条 (発注者の請求による履行期間の延長)
 - ・ 第28条 (履行期間の変更方法)
 - ・ 第29条 (業務委託料の変更方法等)
 - ・ 第30条 (臨機の措置)
 - ・ 第34条 (業務委託料の変更に代える設計図書の変更)
 - ・ 第41条 (前払金等の不払に対する受注者の業務中止)
 - ・ 第42条 (契約不適合責任)
- 3 北九州市工事請負契約約款 ……資10
 - ・ 第18条 (条件変更等)
 - ・ 第19条 (設計図書の変更)
 - ・ 第20条 (工事の中止)
 - ・ 第22条 (受注者の請求による工期の延長)
 - ・ 第23条 (発注者の請求による工期の短縮等)
 - ・ 第24条 (工期の変更方法)
 - ・ 第25条 (請負代金額の変更方法等)
 - ・ 第26条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
 - ・ 第31条 (請負代金額の変更で代える設計図書の変更)
 - ・ 第43条 (前払金等の不払に対する工事中止)
- 4 土木工事共通仕様書 ……資15
 - 第1編共通編 第1章総則 第1節総則
 - ・ 1-1-3 設計図書の照査等
 - ・ 1-1-13 工事の一時中止
 - ・ 1-1-14 設計図書の変更
 - ・ 1-1-15 工期変更
 - ・ 1-1-41 臨機の措置
- 5 設計業務等委託共通仕様書 ……資17
 - 第1編共通編第1章総則 ほか
- 6 土木工事施工管理について ……資18
 - ・ 出来形数量計算書

1 発注関係事務の運用に関する指針

<工事施工段階>

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

(工事中の施工状況の確認等)

入契法第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7¹⁾（施工体制台帳の作成等）又は建設業法第22条（一括下請負の禁止）若しくは第26条（主任技術者及び監理技術者の設置）等に違反していると疑うに足る事実があるときは、下請業者等も含め工事中の施工状況を確認の上で、入契法第11条に基づき、建設業許可行政庁等に通知する。

当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領²⁾を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。

また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を適切に実施する。

また、ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。この技術検査の結果は工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）に反映させる。

（施工現場における労働環境の改善）

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

【出典】 九州地方整備局発刊 設計変更ガイドライン(案)より

（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（専門工事業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、クリティカルパスを明示した工事工程について、受発注者間で共有し、受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答（ワンデーレスポンス等）に努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。1)

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

【出典】 九州地方整備局発刊 設計変更ガイドライン(案)より

2 北九州市設計業務等委託契約約款

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第20条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第21条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の施工条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び24条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第23条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(第32条において「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第24条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第25条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第26条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第27条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第28条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第26条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第29条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第30条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第34条 発注者は、第11条、第20条から第24条まで、第26条、第27条、第30条、第31条、第33条、第37条又は第41条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第41条 受注者は、発注者が第38条又は第40条第1項若しくは第2項において準用する第36条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 北九州市工事請負契約約款

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

発注者が行う。

- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が行う。

- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事的物的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事的物的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から、14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

4 土木工事共通仕様書

第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-13 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合。
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合。
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合。

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-14 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-15 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-41 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

5 設計業務等委託共通仕様書

第1編 共通編 第1章 総則

第1108条 照査技術者及び照査の実施

第1121条 条件変更等

第1122条 契約変更

第1123条 履行期間の変更

第1124条 一時中止

第1133条 臨機の措置

6 土木工事施工管理について

出来形数量計算書

【目的】

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要且つ重要な作業である。この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算。
- (3) 出来高確認のための数量計算

【作成上の留意点】

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合各種材料及び構造の数量計算を行うことが望ましい。
 - ① 数量計算対象は工事内訳書、付属明細書及び各種構造図等に表示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行うことが望ましい。数量計算は設計寸法によって行う。
 - ② この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施することが望ましい。
 - ③ 違算等の資料（数量計算、図面等）は変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急に且つ正確に作成することが望ましい。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
 - ① 変更数量計算書、図面等は変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急且つ確実に作成することが望ましい。
 - ② 変更数量計算書は、変更指示書に明示された条件、及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。

(3) 出来高数量計算確認のために数量計算を行うことが望ましい。

- ① 数量計算の結果が出来高数量総括表に記入される。
- ② 数量計算は工事内訳書、付属明細書に記載されている契約数量に対して行う。
- ③ 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、出来高数量は設計数量とする。

注) 前項の(3)の出来高数量確認のために行う数量計算で、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、前項(1)(2)の契約数量確認及び変更数量計算のために作成した数量計算書を添付することが望ましい。

ii. 用語の定義

		出典
・ 設計図書の変更	……入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	共1-1-14
・ 契約図書	……契約書及び設計図書をいう。	共1-1-2
・ 設計図書	……仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。	共1-1-2
・ 仕様書	……各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	共1-1-2
・ 共通仕様書	……各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	共1-1-2
・ 特記仕様書	……共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。	共1-1-2
・ 現場説明書	……工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	共1-1-2
・ 質問回答書	……質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。	共1-1-2
・ 指示	……契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	共1-1-2
・ 承諾	……契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。	共1-1-2
・ 協議	……書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	共1-1-2

出典

・ 提出	……監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	共1-1-2
・ 通知	……発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	共1-1-2
・ 書面	……手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印をしたものを有効とする。	共1-1-2
・ 確認	……契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	共1-1-2
・ 監督員	……工事執行規則第7条に定める工事監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または、協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成および交付または、受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または、検査の実施、関連工事の調整等を行う者をいう。	共1-1-2
・ 三者協議会	……発注者と施工者にて通常行われている協議の場に、設計コンサルタント（以下「設計者」という。）を加えることで設計思想や施工上の留意点などを施工者へ詳細に伝達し、また、三者間で各情報を共有することにより、公共工事の適正な工事の適正な施工を確保し、工事目的物の一層の品質向上を図ることを目的に行う会議。	
・ 瑕疵（かし）	……取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があること。（トレースミスによる設計図面の誤謬、構造基準の誤った適用による過大設計、数量の計算ミスによる工事費の過小積算、構造計算ミスによる強度不足等）	
・ 契	……工事請負契約書	
・ 共	……土木工事共通仕様書	

iii. 設計図書の変更事例

事例 1. 北九州市工事請負契約約款第18条1項に該当する事例

- (第一号) 図面の表示に不一致があった事例 ……資23
- (第二号) 必要項目に漏れがあった事例 ……資24
- (第三号) 材料仕様が不明確だった事例 ……資25
- (第四号) 設計図書と現場状況に不一致があった事例 ……資26
- (第五号) 予期できない条件が生じた事例 ……資27

事例 2. 設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例

- 現地条件が異なり再計算が生じた事例 ……資28

事例 3. 発注者が変更を必要と認める事例

- 共同埋設工の追加工事事例 ……資29

事例 4. 工事を一時中止する必要がある事例

- 予見できない事態で工事を中止した事例 ……資30

事例 5. 設計図書の変更が不可能な事例

- 任意仮設における設計変更の事例 ……資31

【出典】九州地方整備局発行 設計変更ガイドライン(案)より

※本市工事請負契約約款第18条1項等に該当する事例にあてはめている。

事例 1. 工事請負契約書第18条1項に該当する事例 (第一号) 図面の表示に不一致があった事例

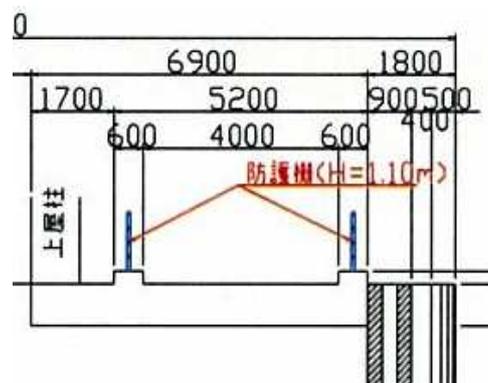
■内容

ある工事において、構造図と詳細図及び数量総括表を照査したところ、構造図には、防護柵H=1.10mが明記されているが、その詳細図はなく、数量総括表にも計上されていなかった。

■受注者の対応

受注業者は、この内容が工事着工前の設計図書の照査の段階で判明したため、三者協議会において照査の内容が確認できる資料として構造図、詳細図、数量総括表を示し、確認を要請した。また、以下の内容を質問した。

- ①. 本工事で防護柵を設置する必要があるか。
- ②. 必要なら詳細図が必要である。
- ③. 後施工なら柵設置用の箱抜きが必要ではないか。



構造図に明示された防護柵

■設計変更等の内容

発注者は、本工事で防護柵を設置する考えであったが、詳細図がなく、工事設計数量も計上漏れをしていた。

発注者は、受注業者との協議に基づき、詳細図及び数量総括表などの設計変更を行った。

(第二号) 必要項目に漏れがあった事例

■内容

ある工事において、躯体工事が本格的に始まると生コン車の通行が頻繁となり、地元住民、一般車の交通の妨げとなると考えられるが、交通誘導警備員の計上がされていなかった。(地元より要請もあった)

■受注者の対応

受注業者は、発注者に確認を要請。発注者から意見を求められた受注業者は、交通量調査を行い、交通誘導警備員配置計画書を作成した。



交通誘導警備員配置図、配置計画

■設計変更等の内容

発注者は、受注業者の行った交通量調査により計画された交通誘導警備員配置計画について、協議に基づき特記仕様書、交通誘導警備員及び交通量調査の計上を行った。

(第三号) 材料仕様が不明確だった事例

■内容

ある工事において、特記仕様書に鉄筋D25以外はSD295Aとなっているが、D29のSD295Aはメーカーが生産中止しており、入手が困難となっていることから材料の表示が明確でなかった。

■受注者の対応

受注業者は、確認できる資料として、鉄筋メーカーへの生産状況問い合わせ結果を示し、SD345への変更を提案した。

特記仕様書 第7章 第40条

本工事に使用する鉄筋は、すべて異形鋼とし、摘要工種は下記のとおりとする。

鉄筋の種類	摘要工種
SD345	上屋差筋 (D25)
SD295A	上記以外の鉄筋

特記仕様書

鉄筋SD295Aの作成状況について

製造業者	〇〇製鉄	(株)△△△	□□製鋼	××製鉄
鉄筋径				
D13	○	○	○	○
D16	○	○	○	○
D19	○	○	○	○
D22	○	○	○	○
D25	×	×	×	×
D29	×	×	×	×
D32	×	×	×	×

○：製造中 ×：休止

■設計変更等の内容

発注者は、現在の土木構造物で使用される鉄筋がSD295AからSD345に移行していること、SD295Aが生産中止された事実を把握し、協議に基づきSD295AからSD345とする特記仕様書及び図面、数量の変更を行った。

(第四号) 設計図書と現場状況に不一致があった事例

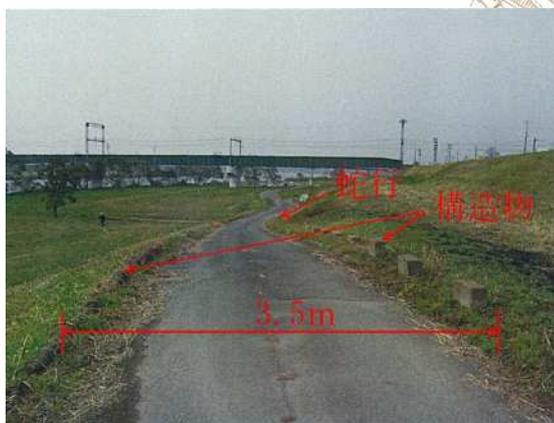
■内容

ある工事において、特記仕様書で既設道路を工事用道路として使用すると示されていたが、現場では幅員が狭く蛇行し、両端に構造物もありトレーラー（車幅3.3m）が通行できず、設計図書と現場が一致しない。

■受注者の対応

受注業者は、資料として既設道路の写真を示し、また工事用道路比較検討書として、特記仕様書に示された既設道路を改良した場合と、新たな工事用道路を新設した場合の資料を提出した。

現場写真



比較検討による新設工事用道路の計画

■設計変更等の内容

発注者は、受注業者立会のもと直ちに調査を行い、協議に基づき、道路両端に構造物がない既設道路に新たな工事用道路を施工する設計変更を行った。

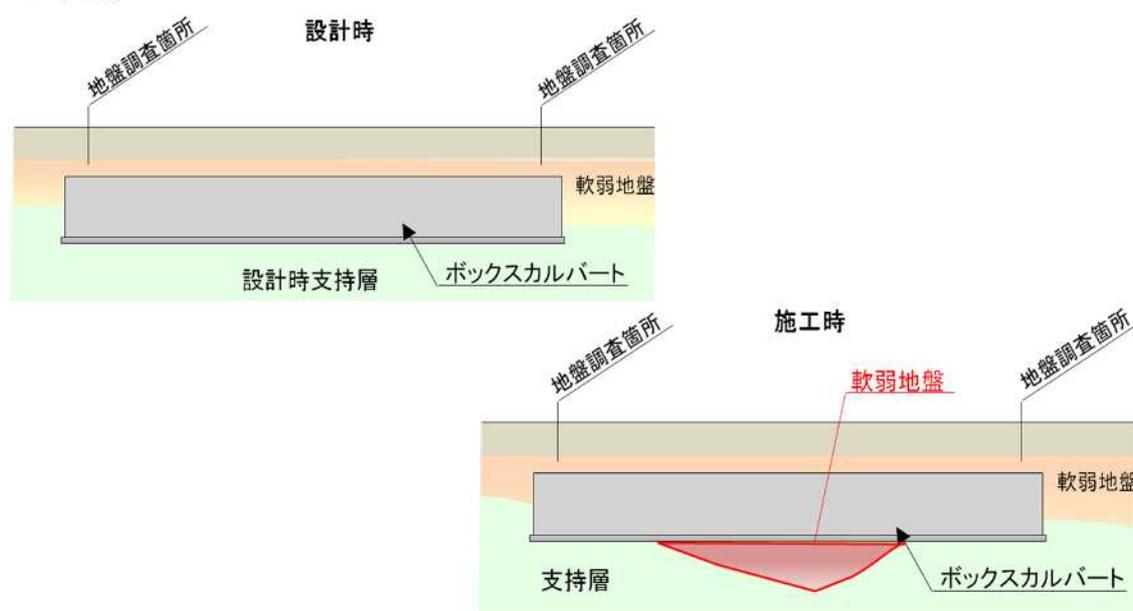
(第五号) 予期できない条件が生じた事例

■内容

ある工事において、直接基礎で設計されていたボックスカルバートで、布設のため掘削していたところ、ボックスカルバート中央付近に設計図書で明記されていない軟弱地盤が発見された。

■受注者の対応

受注業者は、支持地盤が示されているボックスカルバート一般図と掘削の結果一致しないことを報告した。また、発注者の指示により、基礎工の検討のための地質調査を行った。



■設計変更等の内容

発注者は、受注業者立会のうえ調査を行ったところ、当初設計ではカルバート工指針で示すとおりボックスカルバートの両端で地質調査を行って基礎形式を決定していたが、中央部が軟弱地盤であることは予期できなかったため、設計コンサルタントへ基礎形式検討設計の契約を行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計図書の変更を行った。

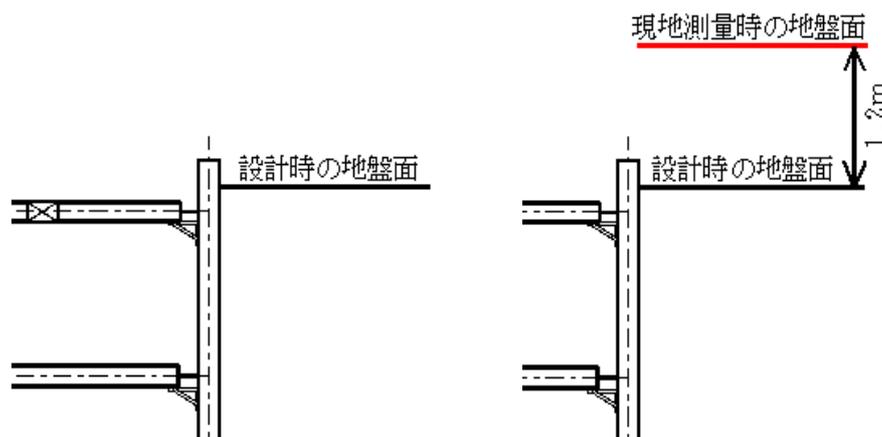
事例 2. 設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例 現地条件が異なり再計算が生じた事例

■ 内容

ある仮設工事の土留め壁において、現地測量の結果、現地盤の標高が設計図書に示された標高と1.2m異なっていた。設計図書と現地条件が異なり、設計条件が変わることで構造計算を再度行う必要が生じた。

■ 受注者の対応

受注業者は、この内容が着手前測量で判明したため、三者協議会において、着手前測量成果簿と構造計算書及び設計図を示し、構造計算の再計算及び図面の再作成を求めた。



■ 設計変更等の内容

発注者は、直ちに受注業者、コンサルタント立会のうえ調査を行ったところ、設計後に標高が変わったことが判明した。発注者は、設計コンサルタントへ土留め壁の構造計算、図面作成の契約を行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計変更を行った。

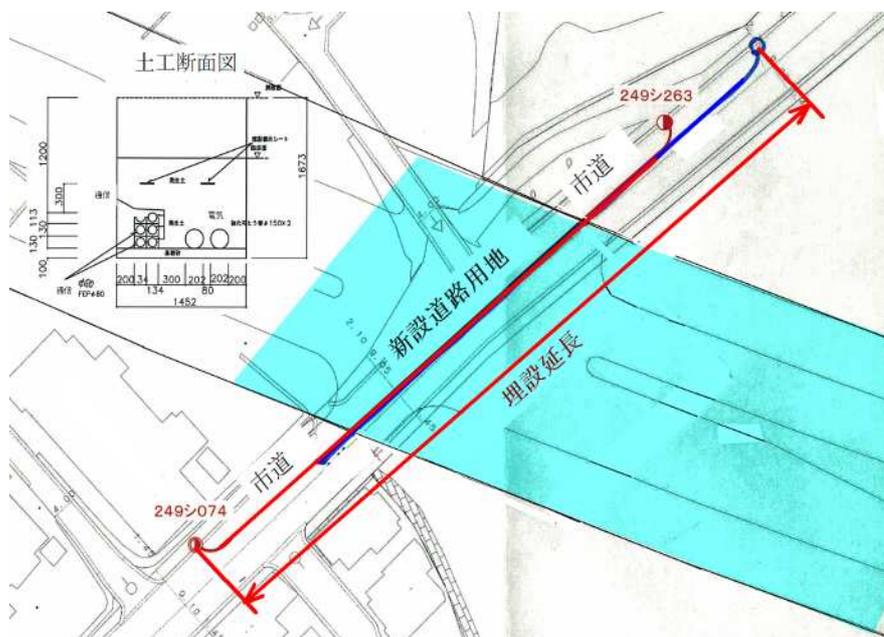
事例3. 発注者が変更を必要と認める事例 共同埋設工の追加工事の事例

■ 内容

ある新設道路工事において、地下埋設物占有者との協議により、地下埋設物の移設が必要となったため、発注者が移設のための掘削、埋戻（配管は別工事）を本工事に追加し、設計図書の変更が必要と認めた。

■ 設計変更等の内容

発注者は、受注業者との協議に基づき変更内容を通知し、設計変更を行った。



事例4. 工事を一時中止する必要がある事例 予見できない事態で工事を中止した事例

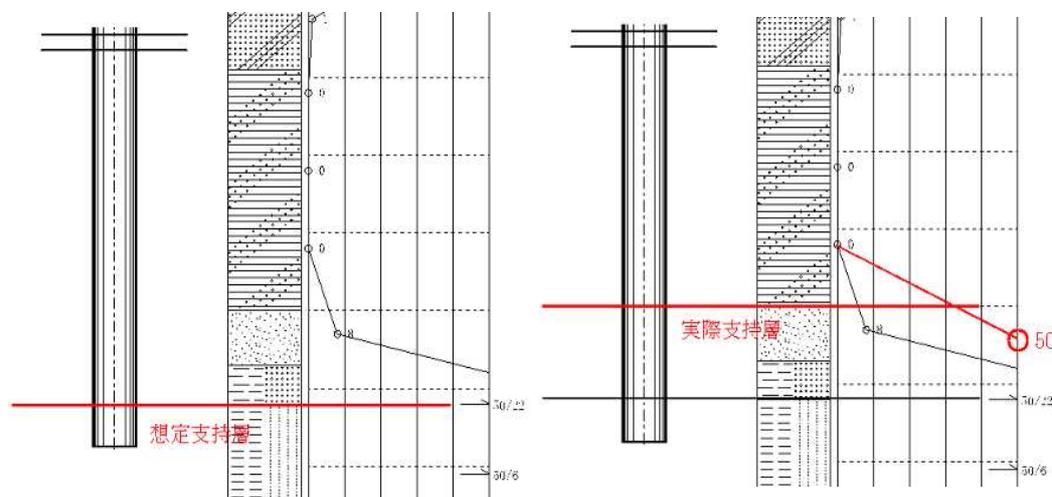
■内容

ある橋梁工事において、支持層が設計で想定していたより浅かったため、橋台の基礎杭が施工途中で高止まりした。発注者は再度構造計算を行い、その構造の安全が確認できるまで工事を一時中止した。

■発注者の対応

発注者は、受注業者立会のうえ調査を行った結果、支持層の位置が設計での想定より浅く杭が高止まりしたため、現在の現場条件で杭の応力計算、安定計算を再度行い、その構造の安全を確認する必要があると判断した。

発注者は、当初設計コンサルタントと契約を行い、その構造の安全が確認された変更設計図書が作成されるまで工事を一時中止することとした。



設計変更等の内容

発注者は、協議に基づき橋台基礎の土質変更に伴う設計変更を行うとともに、工事の一時中止に伴う増加費用の計上を行った。

事例5. 設計図書の変更が不可能な事例 任意仮設における設計変更の事例

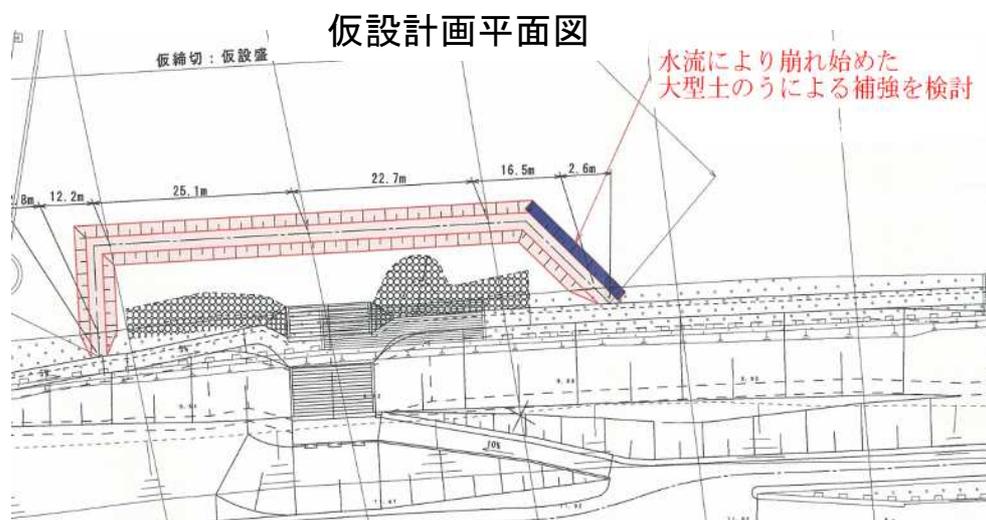
■内容

ある護岸工事の仮締切盛土において、上流側の仮締切盛土が水流により崩れ始めた。受注業者は大型土のうにより仮締切盛土の補強を行うため、発注者に対し設計図書の変更を求めた。

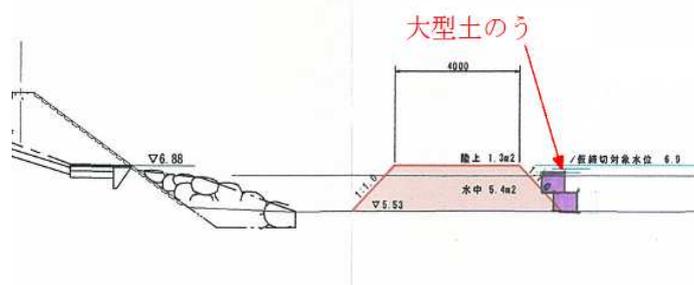
■発注者の対応

受注業者は、確認できる資料として、現場写真、仮設計画平面図、標準断面図を示した。しかし、特記仕様書には仮締切盛土は任意工法と明記されており、工事目的物を完成するために必要な一切の手段については受注業者の責任において処理することとなっている。

したがって、発注者は本工事において設計図書の変更は不可能であることを通知した。



標準断面図



iv. 工事一時中止の基本的事項

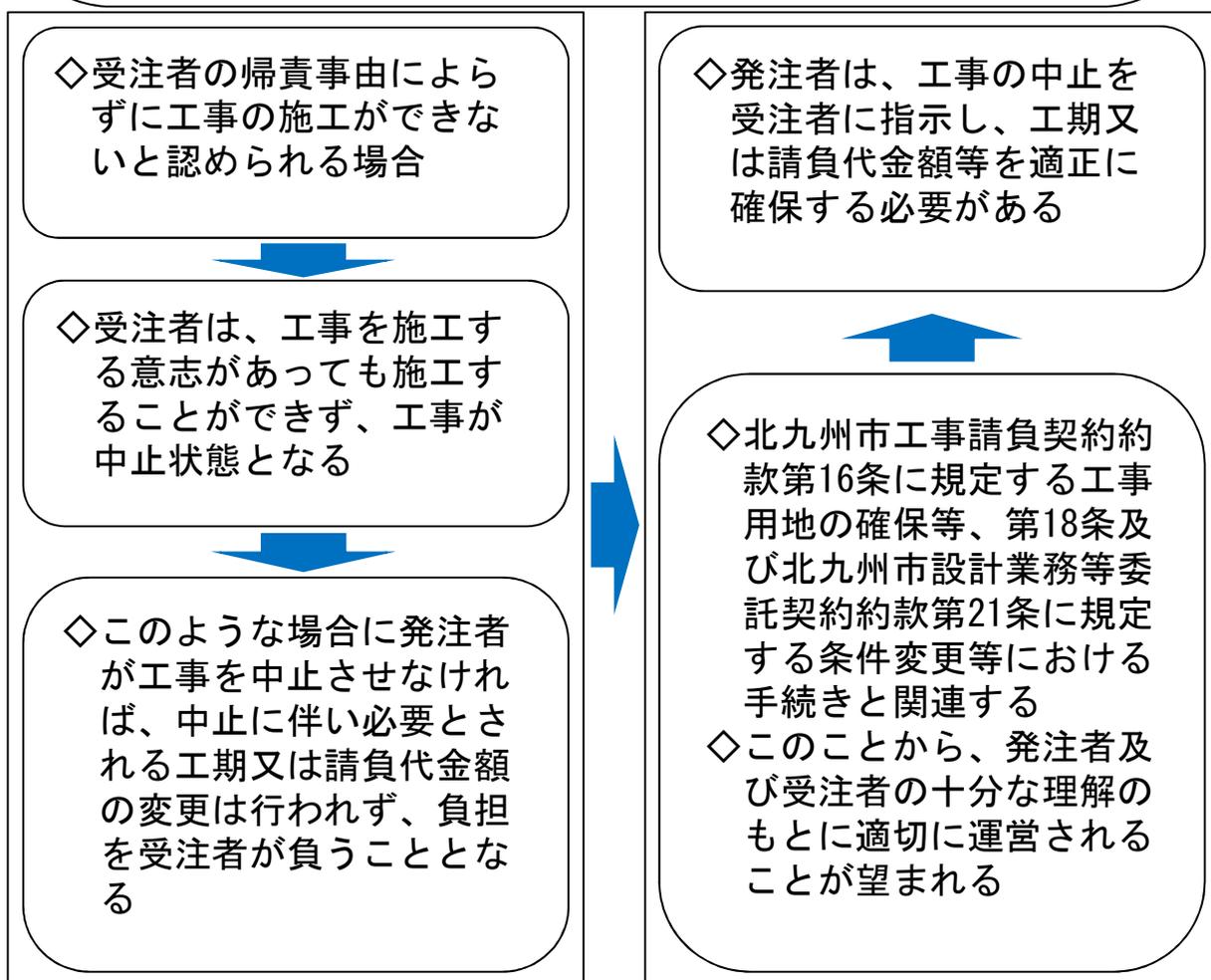
発注者の中止指示義務	資33
工事を中止すべき場合	資34
中止の指示・通知	資35
基本計画書の作成	資36
工期短縮計画書の作成	資37
請負代金額又は工期の変更	資38
増加費用の考え方	
(1) 本工事施工中に中止した場合	資39
(2) 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)	資40
(3) 契約後準備工着手前に中止した場合	資44
(4) 準備工期間に中止した場合	資45
増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	資46 ～ 資51

発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて指示しなければならない。
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令】・北九州市設計業務等委託契約約款第23条
・北九州市工事請負契約約款第20条

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。
 ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
 ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】
 ※大幅な工期延期とは、北九州市工事請負契約約款第50条（受注者の催促によらない解除権）1項(2)を準拠して、「工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動、施工条件が相違したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている【関係法令：北九州市設計業務等委託契約約款第23条(業務の中止)・北九州市工事請負契約約款第20条(工事の中止)】

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（北九州市工事請負契約約款第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（北九州市設計業務等委託契約約款第21条、北九州市工事請負契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合…等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令：北九州市設計業務等委託契約約款第23条(業務の中止)・北九州市工事請負契約約款第20条(工事の中止)】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは業務又は工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事（業務）の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について、施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。【土木工事共通仕様書第1編1-1-13】
- ※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載の内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において、管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載の内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

管理責任

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では、填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

○工事用地等を確保できなかった場合

○暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更（相違）により生じたもの

◇損害の負担

○発注者に過失がある場合に生じたもの

○事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

増加費用の考え方（工事）

（1）本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において、工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等を含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

※業務は含まれない。

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が受注者の責によらないもの・・・【増加費用を見込む】

ex. ・工事を中止したにも関わらず工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用を見込まない】

ex. ・受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

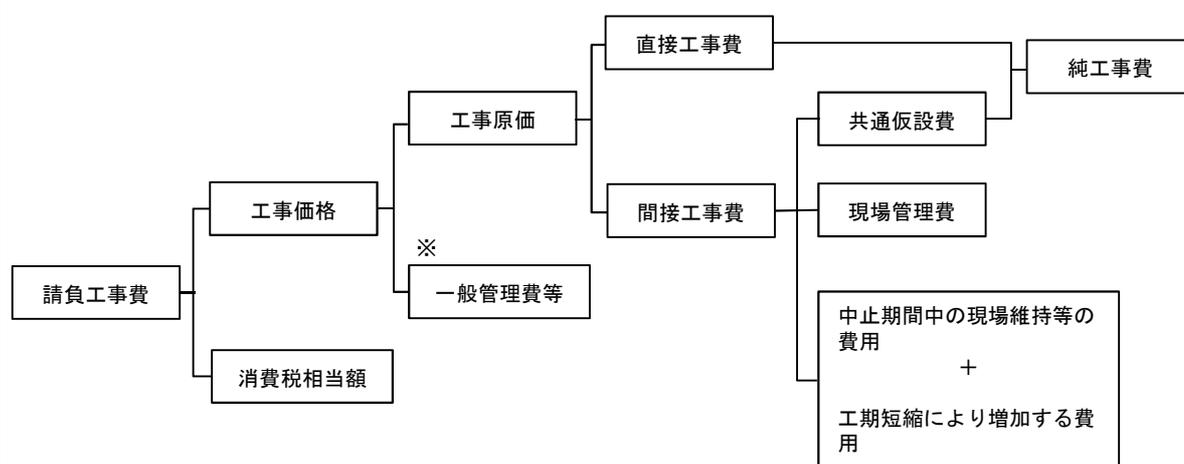
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

■増加費用の考え方

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■ 増加費用の積算

- ◆ 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^注に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月*以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注)増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

- ◇ 中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + a$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位%少数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000円未満切り捨て）

a：積上げ費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（一般土木世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（土木工事標準積算基準書（共通編）I-10-①-5別表-1）

- ◇ 土木工事標準積算基準書における入力項目

○ J：一時中止時点の契約上の純工事費

○ N：一時中止日数

○ a：積上げ費用

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○北九州市工事請負契約約款の工事用地の確保等 第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。」とある。

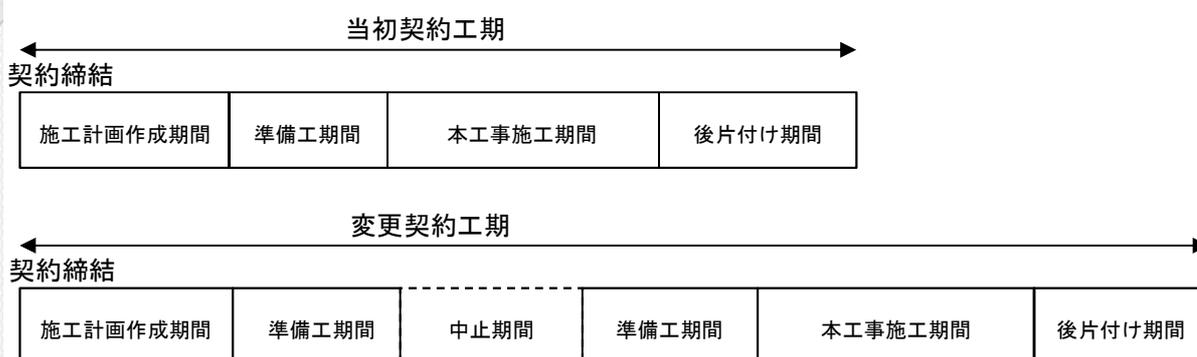
○このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

○一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(4) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持費等の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

（積算は受注者から見積を求め行う。）

増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

■増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に待る積算の内容は、次のとおりとする。

1 現場における増加費用【積上又は率により計上】

(1) 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において、期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

(2) 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。
ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

(3) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(4) 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため、必要があると認めて指示した機械の運転費用

(5) 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同様と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)

③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

(6) 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同様と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

- (7) 準備費
別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備の諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用
- (8) 事業損失防止施設費
仮設費に準じて積算した費用
- (9) 安全費
- ① 既存の安全設備に係る費用
中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同
等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用
- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)
- (10) 役務費
- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同
等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
- ② 電力水道等の基本料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同
等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料
- (11) 技術管理費
原則として増加費用は計上しないものとする。
ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同
等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

(12) 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

(13) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務費及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(14) 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

(15) 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

(16) 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

(17) 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

2 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

3 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

V. 工事実施段階における三者協議会実施要領

工事実施段階における三者協議会実施要領

平成29年4月

北九州市

目次

1 目的	・・・ P. 1
2 『三者協議会』の対象工事	・・・ P. 1
3 『三者協議会』の構成員	・・・ P. 1
4 開催時期及び開催回数	・・・ P. 2
5 三者協議会の実施について	・・・ P. 2
6 実施結果の資料の提出について	・・・ P. 2
7 工事発注時の特記仕様書の記載例	・・・ P. 3
8 詳細設計等委託発注時の特記仕様書記載例	・・・ P. 3
9 『三者協議会』の設計者へ対する費用負担について	・・・ P. 3

【資料】

- ・ 質 疑 書 (様式 1)
- ・ 回 答 書 (様式 2)
- ・ 三者協議会実施報告書 (様式 3)
- ・ 三者協議会実施通知書 (様式 4)

1 目的

工事の適正な施工を確保し、工事目的物の一層の品質向上を図るには、工事受注者（以下『受注者』という。）が設計図書と現場の整合性や設計思想を十分に理解し、把握したうえで工事を施工することが重要である。

しかし、発注者の設計思想や施工上の留意点など設計図書等のみで受注者に伝えるには、限界がある。

そこで、発注者と受注者にて通常行われている協議の場に、設計コンサルタント（以下『設計者』という。）を加えることで、設計思想や施工上の留意点などを受注者へ詳細に伝達し、また三者間で各種情報を共有することにより、公共工事の適正な施工を確保し、工事目的物の一層の品質向上を図ることを目的に『三者協議会』を行うこととする。

さらに、この協議を通じて三者間の技術交流を図り、それぞれの技術の向上を目指すものとする。

2 『三者協議会』の対象工事

北九州市が発注する詳細設計の成果を有する工事のうち以下のいずれかの項目に該当し、発注者が工事発注時に三者協議会の開催が必要と判断し、特記仕様書に記載した工事を対象とする。

また、下記の項目以外であっても工事契約後に受注者から申し出があり、協議のうえ発注者が必要と認めた工事については、三者協議会の対象とする。

- (1) 構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事
- (2) 主たる工種に新技術及び新工法を採用した工事
- (3) 複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
- (4) 作業工程に制約などがある工事

3 『三者協議会』の構成員

- (1) 発注者：監督員，設計担当者等
- (2) 受注者：工事受注者（現場代理人，監理技術者，主任技術者等）
- (3) 設計者：当該工事の詳細設計を実施したコンサルタント（管理技術者等）

4 開催時期及び開催回数

開催時期については、受注者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点とし、発注者が日程調整を行い、原則1回開催とする。

ただし、発注者が必要と認める場合は、複数回開催できるものとする。

5 三者協議会の実施について

(1) 三者協議会の準備

- ① 対象工事の受注者は、工事受注後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して、照査結果や疑問点等を整理して、『質疑書』を発注者に提出するものとする。
- ② 発注者は、受注者から提出された『質疑書』の内容を確認し、設計成果に関するものについては、設計者にその内容を伝え、それ以外のものについては、回答を準備する。
- ③ 設計者は、『質疑書』の項目のうち、設計成果に関するものについては、『回答書』を作成し、発注者へ提出する。
- ④ 発注者は、三者協議会の実施について、口答だけでなく書面により通知する。

(2) 三者協議会の運営

- ① 発注者が、会議の進行を行うこととする。
- ② 受注者は、設計図書の照査及び現地調査の結果を報告するとともに、施工計画立案に際して疑問点や確認すべき点について説明するものとする。
- ③ 設計者は、設計思想や施工上の留意点など説明するとともに、設計成果に関する質問については、設計者が回答を行うものとする。
- ④ 発注者は、設計成果に関する以外の質問について、回答を行うものとする。
- ⑤ 会議の参加者は、設計思想や施工上の留意点及び施工計画案に際して疑問点等について確認を行うものとする。
- ⑥ 設計者は三者協議会の議事録を作成し、発注者に提出するものとする。
- ⑦ 発注者は、議事録の内容を確認して、受注者に渡すものとする。なお、三者協議会で確認された事項のうち、設計変更を要するものがあつた場合、発注者・受注者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にすること。

6 実施結果の資料の提出について

三者協議会の実施結果について、今後の設計、積算に資する為、発注者は『三者協議会実施報告書（様式3）』（添付資料も含む）を三者協議会実施後、技術監理局技術部技術管理課に参考送付を行うものとする。

7 工事発注時の特記仕様書の記載例

工事発注工事の特記仕様書の記載は、次の例を参考とする。

第〇〇条『三者協議会』の開催

本工事は、発注者、受注者、設計者が設計思想や施工上の留意点及び工事目的物の一層の品質向上を行うことを目的とした『三者協議会』の対象工事である。

受注者は、工事受注後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、その結果を『質疑書』に記載し、発注者に提出して、『三者協議会』に参加すること。

8 詳細設計等委託発注時の特記仕様書記載例

詳細設計等委託発注時の特記仕様書の記載は、次の例を参考とする。

第〇〇条『三者協議会』の開催

受注者は、本委託の成果による工事を実施するにあたり、工事目的物の一層の品質向上及び円滑な工事实施を目的として、発注者、受注者及び設計者の三者による『三者協議会』を開催することがあり、発注者から参加要請があった場合は協力すること。

なお、『三者協議会』への参加については、別途、契約を締結する。

9 『三者協議会』の設計者に対する費用負担について

(1) 三者協議会の開催に係わる費用は、発注者が負担する。

① 随意契約等を行い実施する。

(2) 三者協議会に係わる費用の積算方法

① 打合せに要する費用

1 回あたり 主任技師0.5人 技師A0.5人を計上する。

(※その他原価及び一般管理費等を設計業務等標準積算基準書に基づき計上する。)

(3) 旅費交通費の積算

① 設計業務等標準積算基準書及び北九州市会計規則（旅費交通費）に基づくものとし、必要に応じて計上する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年1月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

質 疑 書

平成 年 月 日

工事監督課
〇〇局 部
工事監督員 様

受注者 〇〇建設 株式会社
現場代理人

工 事 名

【質疑事項】

【備考】

(様式 2)

回 答 書

平成 年 月 日

受注者 ○○建設 株式会社 様
現場代理人

設計者 ○○設計コンサルタント
管理技術者

工 事 名

【回 答】

【備 考】

(様式 3)

〇〇局〇〇部〇〇課		
係員	係長	課長

三者協議会実施報告書

1. 実施日

平成 年 月 日

2. 三者協議会議題

--

3. 出席者

区分	所属名・会社名	職名	氏名
発注者			
受注者			
設計者			

4. 工事情報

工事名	
受注者	
現場代理人	
施工場所	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
工事内容	

5. 委託情報

委託名	
設計者	
管理技術者名	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6. 添付資料

質疑書

(様式 4)
〇〇年〇〇月〇〇日

様

〇〇局〇〇部〇〇課
課長 〇〇 〇〇

三者協議会実施通知書

1. 実施予定日時

平成 年 月 日 時 分～

2. 実施予定場所

3. 三者協議会議題

4. 出席者

区分	所属名・会社名	職名	氏名
発注者			
受注者			
設計者			

5. 工事情報

工事名	
受注者	
現場代理人	
施工場所	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
工事内容	

6. 添付資料 質疑書等

vi. 工事監督におけるワンデーレスポンス

工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領

1 目的

公共事業の工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があることから、実働工期が短くなり工事等の品質確保に無理が生じるケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

ワンデーレスポンスは、公共事業の受注者、発注者に課せられた使命である「良いものを、早く、安全に、適正な価格で完成したものを市民に提供すること」を実現するため、監督員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システムのなものとするを目的とし、工事において発生する諸問題に対し迅速な対応を図るためのものである。

2 対象工事

北九州市発注の全ての工事

3 実施時期

平成23年4月1日以降の工事（施工中を含む）より実施する。

4 実施方法（別紙：ワンデーレスポンス実施フロー参照）

- ① 受注者は、発注段階では予見不可能であった問題が発生した場合、質問票（様式1号）と共に、監督員が適切に判断することができる情報を添えて提出すること。
- ② 発注者は、受注者からの質問、協議への回答を基本的に「その日のうち」に行う。
- ③ 発注者は、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ「回答期限」を設けるなど、次の段取りができるような回答を「その日のうち」にする。
- ④ 発注者は、予告した「回答期限」をやむを得ず超過する場合、それが明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- ⑤ 事業によって監督体制が異なる場合は、組織体制に即した方法を検討し、ワンデーレスポンスを実施する。
- ⑥ 受注者及び発注者は、原則、質問・協議及び回答は、書面により行うものとする。但し、設計変更等を伴わない軽微な場合は、口答も可とする。
- ⑦ 質問・協議及び回答は確実な通信手段（持参、メール、FAXなど）によるものとする。

5 その他

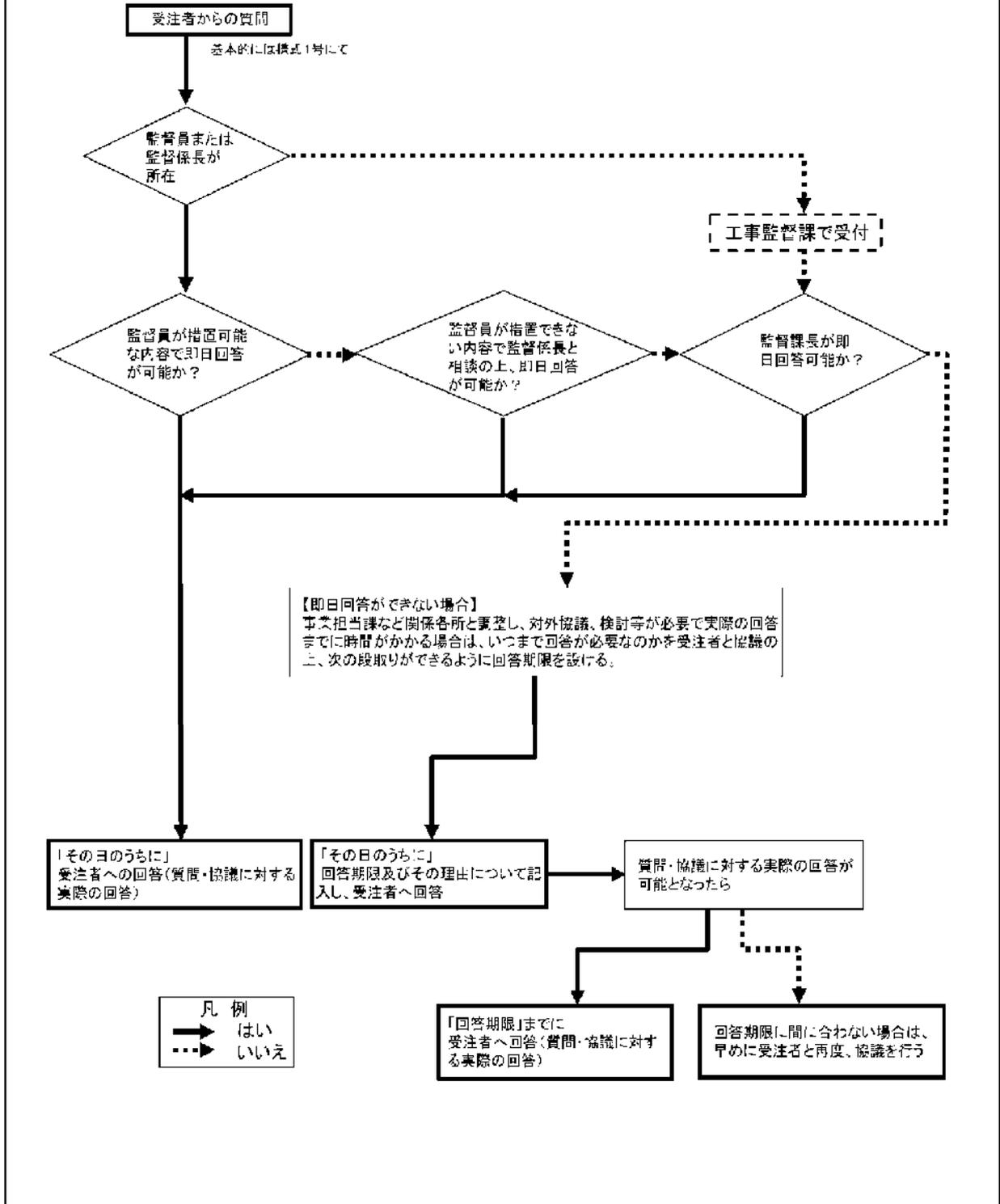
発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

（附則）

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

別紙

ワンデーレスポンス実施フロー



様式1号

ワンデーレスポンス質問票

提出 平成〇〇年〇〇月〇〇日							
<u>工事監督課</u> 〇〇〇局 部 課 <u>工事監督員 〇〇 〇〇 様</u>							
受注者 〇〇建設 株式会社 現場代理人 _____							
<u>工事名</u> _____ <u>工事</u> _____							
質問事項							
回答 回答 平成〇〇年〇〇月〇〇日							
対応 平成〇〇年〇〇月〇〇日に回答（予定）							
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"><tr><td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">確 認 欄</td><td style="text-align: center;">監督員</td><td style="text-align: center;">係長</td><td style="text-align: center;">課長</td></tr><tr><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td></tr></table>	確 認 欄	監督員	係長	課長			
確 認 欄		監督員	係長	課長			

※工事監督員

質問事項を速やかに確認後、迅速に対応し、その結果を現場代理人に連絡する。

質問票は決裁後、写しを現場代理人に渡す。また電子メール等を利用する場合は、PDF 等に変換し送付する。

vii. 受注者安心サポートステーション

「受注者安心サポートステーション」

～北九州市公共工事及び業務委託の円滑な推進に向けた相談窓口を開設～

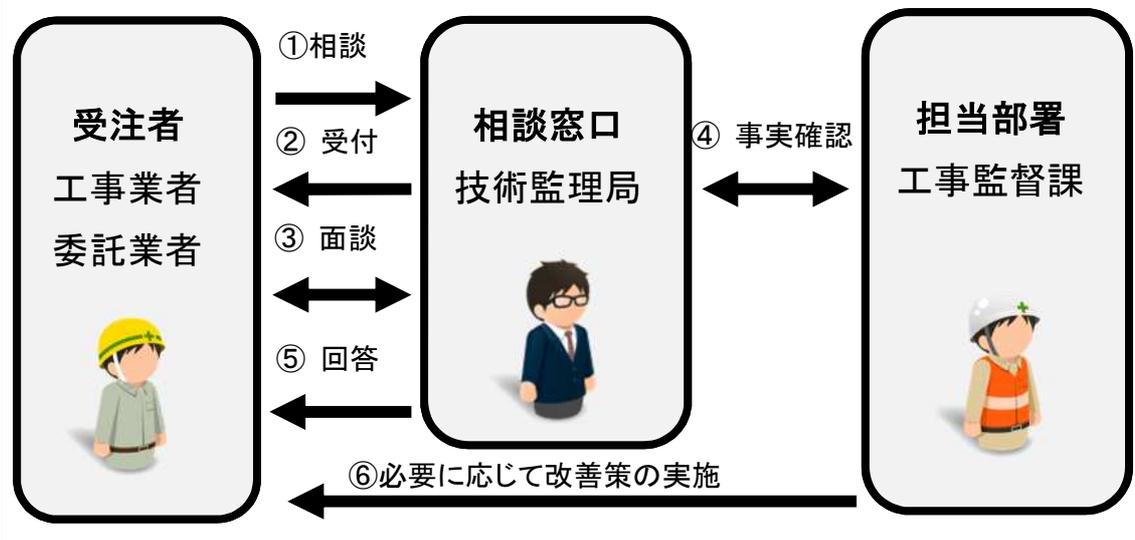
1 設置の目的

公共工事を実施するにあたり、受注者の皆様が市の工事担当部署と協議を行っても解決が図れない事案について、技術監理局に相談窓口を設けることで、公平・公正な視点で受発注者間の問題解決を図るものです。

2 相談窓口について

相談対象	市発注工事（業務委託）を受注している元請け会社
相談内容	市担当部署と協議を行っても解決が図れないもののうち、以下に該当するもの ① 監督に関するもの ② 検査に関するもの ③ 積算・単価などの基準に関するもの ④ 設計変更に関するもの など ※ただし、工事（委託）成績については、従前の要領により受け付けます
相談窓口	北九州市技術監理局技術部技術企画課
相談方法	北九州市ホームページ電子申請 <input type="text" value="受注者安心"/> <input type="button" value="検索"/>  市トップページ > 公共工事 > 公共工事の適正な執行 > 「受注者安心サポートステーション」 ※電子申請で相談を受け付け後、正確な情報を把握するため、面談を行います
受付時間	365日24時間受付可能（※できるだけ速やかに窓口側からご連絡いたします）
秘密厳守	① 相談者の氏名など秘密の保持は徹底します ② 相談することで受注者側が不利益を被ることはありません ③ 匿名の場合は回答できませんが、再発防止に向けた情報ストックとさせていただきます
除外項目	特定の企業や個人を誹謗・中傷するものは受け付けません

3 相談～解決までの流れ



viii. 平成30年3月26日付け北九技技管第311号 『土木工事における条件明示について（参考）』

北九技技管第 311 号
平成 30 年 3 月 26 日

各局・区室関係課（室・所）長 様

技術監理局技術管理課長 塚本 祐嗣

土木工事における条件明示について（参考）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正品確法）」では、施工条件の明示が発注者の責務として規定されています。

については、土木工事の設計図書に明示すべき施工条件について、国の明示項目及び明示事項を送付しますので、特記仕様書等作成の参考としてください。

記

1 目的

対象工事を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2 明示項目及び明示事項

別紙のとおり

3 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書のなかで明示するものとする。

4 注意事項等

- (1) 明示された施工条件に変更が生じた場合は、「設計変更ガイドライン（土木編）」に基づき対応すること。
- (2) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

5 連絡先

技術監理局技術部技術管理課 技術第一係

別紙

明示項目及び明示事項

(平成14年3月28日付国官技第369号「条件明示について」抜粋)

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に不成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事仮仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消液ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

工事用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</p> <p>(2) 搬入路の使用中和及び仮用後の処置が必要である場合は、その処置内容。</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</p>
残土・産業廃棄物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場までの、距離、時間等の処分及び保管条件。</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処理条件</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</p>
その他	<p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等。</p> <p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び仮用時期。</p> <p>9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等</p>

設計変更ガイドライン (土木編)

平成29年 1月 1日 初版制定 (A 4 版)
平成29年 4月 1日 一部改訂
平成30年10月 1日 一部改定
令和元年10月 1日 一部改定
令和5年 2月 1日 一部改定

<連絡先>

- ① 本ガイドラインの策定及び技術的な内容に関すること
北九州市技術監理局技術部技術管理課
電話 : 093-582-2045 FAX : 093-592-0690
 - ② 契約手続き及び北九州市工事請負契約約款等に関すること
北九州市技術監理局契約部契約制度課
電話 : 093-582-2545 FAX : 093-582-3113
-
-